

# 建設工事施工管理基準

この建設工事施工管理基準は、長崎県建設工事共通仕様書〔H22.4〕第1編1-1-29「施工管理」に規定する建設工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。なお、建築工事（電気・管及び機械器具設置工事等を含む。）については、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の建築工事施工管理指針、電気設備工事施工管理指針及び建設設備工事設計管理指針等によることができる。

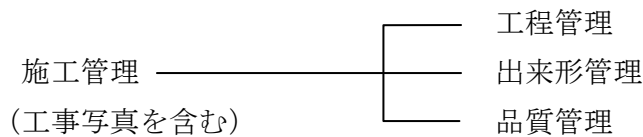
## 1. 目的

この基準は、建設工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

## 2. 適用

この基準は、長崎県土木部が発注する建設工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督職員と協議して他の方法によることができる。

## 3. 構成



## 4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、品質管理資料・出来形管理資料・写真管理資料を工事完成時まで提出しなければならない。

## 5. 管理項目及び方法

### (1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

## (2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図等を作成し管理するものとする。

## (3) 品質管理

1. 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて品質管理図表を作成するものとする。

この品質管理基準の試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

なお、「試験成績表等による確認」に該当する試験項目は、試験成績表やミルシートによって規程の品質(規格値)を満足しているか確認することができるが、必要に応じて現場検収を実施しなければならない。

2. 受注者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリートのうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁(高さ2.5mを越えるもの)については、鉄筋コンクリートに準じるものとする。

## 6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。

## 7. その他

### (1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、完成時までに提出しなければならない。

## 附 則

この建設工事施工管理基準は、平成24年 4月 1日から適用する。

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	試験種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
セメント・コンクリート（軽圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」 JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。			
		その他	骨材のふるい分け試験	設計図書による。		工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005α（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材） -第1部：高炉スラグ骨材 JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材） 第2部：フェロニッケルスラグ細骨材 JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材） -第3部：銅スラグ細骨材 JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材） -第4部：電気炉酸化スラグ細骨材 JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）		
				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）			
				粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合には25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		
				骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		
				砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	
				モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		
				骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合		
				骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	細骨材：コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下、その他の場合1.0%以下 粗骨材：コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下、その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	
				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	
				セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ボルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		
		練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場 合： JIS A 5308附属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で 90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および 水质が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、 上水道を使用していることを示す資料に よる確認を行う。	
	製造（プラント）	計量設備の計量精度	回収水の場合： JIS A 5308附属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で 90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および 水质が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の 水の規定に適合しなければならぬ。	
	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印 字記録により確認を行う。	
				コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 コンクリート中のモルタル単位容積質差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未 満の場合は1工種1回以上の試験。	
			連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCF-1 502	コンクリート中のモルタル単位容積質差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。	

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	試験種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
セメント・コンクリート（軽圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	ト製（プラン）	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクスドコンクリート以外の場合に適用する。		
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクスドコンクリート以外の場合に適用する。		
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後とに分けて行う場合は、午前と午後とに分けて打設前に先行し、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCF-C502,503）または設計図書に規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない鉄筋構造物の場合は省略できる。		
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm（コンクリート舗装の場合） スランブ2.5cm：許容値±1.0cm（道路橋床版の場合） スランブ8cmを標準とする。	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時、ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回 なお、テストピースは打設場所を採取し、1回につき6本（7…3本、28…3本）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3本（3）を採取する。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。	材令28日強度については、公的機関での試験とする。	
				空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。	
		その他		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回（午前1回、午後1回）の割りで行う。なおテストピースは打設場所を採取し、1回につき原則として3個とする。 品質に異常が認められた場合に行う。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。	材令28日強度については、公的機関での試験とする。
				コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
				コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。			

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	試験別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品およびプレレストコンクリートは対象としない。）及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底板等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSC-E-G 504	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。 その他の構造物については強度が同じプロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品およびプレレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする	
	その他		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする	
			配筋状態及びひび割れ	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひび割れ測定要領（案）」による	同左	同左	同左	
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（案）」による	同左	同左	同左	

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	試験種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視                             <ul style="list-style-type: none"> <li>圧接面の研磨状況</li> <li>たれ下がり</li> <li>焼き割れ</li> <li>折れ曲がり等</li> </ul> </li> <li>ノギス等による計測（詳細外観検査）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>軸心の偏心</li> <li>ふくらみ</li> <li>ふくらみの長さ</li> <li>圧接部のずれ等</li> </ul> </li> </ul>	<p>熱間押抜法以外の場合</p> <p>軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。</p> <p>ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。</p> <p>ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下</p> <p>著しいたれ下がり、焼き割れ、折れ曲がりがない</p> <p>熱間押抜法の場合</p> <p>ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない</p> <p>ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上</p> <p>鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。</p> <p>その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<p>鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。</li> <li>(1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。</li> <li>特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度など</li> </ul> </li> <li>自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。</li> <li>(2)SD490の鉄筋を圧接する場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。</li> </ul> </li> </ul>	
		必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視                             <ul style="list-style-type: none"> <li>圧接面の研磨状況</li> <li>たれ下がり</li> <li>焼き割れ</li> <li>折れ曲がり等</li> </ul> </li> <li>ノギス等による計測（詳細外観検査）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>軸心の偏心</li> <li>ふくらみ</li> <li>ふくらみの長さ</li> <li>圧接部のずれ等</li> </ul> </li> </ul>	<p>熱間押抜法以外の場合</p> <p>軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。</p> <p>ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。</p> <p>ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下</p> <p>著しいたれ下がり、焼き割れ、折れ曲がりがない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視は全数実施する。</li> <li>特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。</li> </ul>	<p>熱間押抜法以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。</li> <li>は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正し、外観検査を行う。</li> <li>は、圧接部を切り取って再圧接修正し、外観検査および超音波探傷検査を行う。</li> <li>は、著しい折れ曲がりが生じた場合は、再加熱して修正し、外観検査を行う。又、著しい焼き割れおよび垂れ下がりなどが生じた場合は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。</li> </ul> </li> </ul>	

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
ガ圧接	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ等	熱間押抜法の場合 ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法の場合 ・規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。 ・ は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・ は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ただし、現場条件により溶接機械の設置が出来ない場合には、添筋で補強する（コンクリートの充填性が低下しない場合に限る）。	
		超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30箇所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24dB感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。抜取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、下記による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承諾を得て、補強筋（ラップ長の2倍以上）を添えるか、圧接部を切り取って再加圧する。 ・圧接部を切り取って再加圧によって修正する場合には、修正後外観検査および超音波探傷検査を行う。	
既製杭工	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		
		外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満 : 許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下 : 許容値3mm以下 外径1016mmを超え2000mm以下 : 許容値4mm以下		・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm x 以下とする。 ・外径700mm以上1016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm x 以下とする。 ・外径1016mmを超え2000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm x 以下とする。	
		鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1,2,3,4	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督職員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1,2,3,4により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。		



品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
既製杭工	施工	必須	鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の3類以上	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)				
		その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の3類以上	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	中掘工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。			
下層路盤	材料	必須	鋼管杭・コンクリート杭（根固め） 水セメント比試験	比重の測定	設計図書による。 又、設計図書に記載されていない場合は60%~70%とする。	試験の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。				
		必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-5	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。供試体の作成方法はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成した5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：19・6Mpa			
		必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時				
		必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	施工前、材料変更時			・鉄鋼スラグには適用しない。	
		必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[4]-16	1.5%以下	施工前、材料変更時			・CS：クラッシュヤラン鉄鋼スラグに適用する。	
		必須	道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	施工前、材料変更時				
必須	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュヤランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	施工前、材料変更時			・再生クラッシュヤランに適用する。			

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-191	最大乾燥密度の93%以上 X <sub>10</sub> 95%以上 X <sub>6</sub> 96%以上 X <sub>3</sub> 97%以上 ただし、歩道の基準密度については設計図書による。	1,000 m <sup>2</sup> につき1個、最低3個以上	・締固め度は、10個の測定値の平均値X <sub>10</sub> が規格値を満足しなければならぬ。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X <sub>3</sub> が規格値を満足しなければならぬが、X <sub>3</sub> が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X <sub>6</sub> が規格値を満足していればよい。 ・確認試験である。 ・但し、荷重については、施工時に用いた乾圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 ・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-210		下層路盤仕上げ後全幅、全区間について実施		
			平板載荷試験	JIS A 1215		1,000 m <sup>2</sup> につき2回の割合で行う。		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		異常が認められたとき。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	異常が認められたとき。		
			修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40で行った場合80%以上	施工前、材料変更時		
			鉄鋼スラッグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-5	修正CBR 80%以上	施工前、材料変更時	・MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びびHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	施工前、材料変更時	・但し、鉄鋼スラッグには適用しない。	
上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラッグの呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧[4]-10	呈色なし	施工前、材料変更時	・MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びびHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。	
			鉄鋼スラッグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[4]-16	1.5%以下	施工前、材料変更時	・MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びびHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。	
			鉄鋼スラッグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-12	1.2N/ps以上(14日)	施工前、材料変更時	・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。	
			鉄鋼スラッグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧[2]-106	1.50kg/L以上	施工前、材料変更時	・MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びびHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。	

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
アスファルト舗装	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	施工前、材料変更時			
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	施工前、材料変更時			
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4	施工前、材料変更時			
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	施工前、材料変更時			
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	施工前、材料変更時			
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4	施工前、材料変更時			
			引火点試験	JIS K 2265-1,2,3,4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4	施工前、材料変更時			
			薄層加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4	施工前、材料変更時			
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1	施工前、材料変更時			
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4	施工前、材料変更時			
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧[2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4	施工前、材料変更時			
			60 粘度試験	舗装調査・試験法便覧[2]-192	舗装施工便覧参照 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4	施工前、材料変更時			
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧[2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	施工前、材料変更時			
			粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	抽出・ふるい分け試験の場合：1回/日 印字記録の場合：全数			
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	抽出・ふるい分け試験の場合：1回/日 印字記録の場合：全数			

事前審査認定書により確認

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	フロント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-238	アスファルト量 ±0.9%以内	抽出・ふるい分け試験の場合：1回/日 印字記録の場合：全数		
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度	随時		
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-91	基準密度の94%以上。 X <sub>10</sub> 96%以上 X <sub>6</sub> 96%以上 X <sub>3</sub> 96.5%以上 ただし、歩道の基準密度については、設計図書による。	1,000㎡につき1個、最低3個以上	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	公的機関での試験とする。
			温度測定（初期締固め前）	温度計による。	110 以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
転圧コンクリート	材料	必須	外観検査（混合物）	目視		随時		
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-238	アスファルト量：±0.9% 粒度 2.36mm以下の：±12%以内 75μm以下の：±5%以内	1,000㎡につき1個、最低3個以上		公的機関での試験とする。
			すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧[1]-84	設計図書による	舗設車線毎200㎡毎に1回		
			コンシステンション試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値：修正VC値：50秒	当初		
			マシヤル突き固め試験	転圧コンクリート	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値：締固め率：96%	当初		
			ランマー突き固め試験	舗装技術指針（案） いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値：締固め率：97%	当初		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初	含水比は、品質管理試験としてコンシステンション試験がやむをえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録7に示した直火法によるのが望ましい。	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回。		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材 表-3.3.20 粗骨材 表-3.3.20	細骨材300㎡、粗骨材500㎡ごとに1回、あるいは1回/日。		
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材300㎡、粗骨材500㎡ごとに1回、あるいは1回/日。		
骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時					

事前審査認定書により確認

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
転圧コンクリート	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	工事開始前、材料の変更時	ホワイトペースに使用する場合は40%以下	
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時	濃い場合は、JISA1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の附属書2	0.5%以下	工事開始前、材料の変更時		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%未満 粗骨材：12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	
	回収水の場合： JIS A 5308附属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならぬ。				
	計量設備の計量精度	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。				
	製造（フロント）	その他						

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
転圧コンクリート	製造（フォーム）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合 JIS A 1119 JIS A 8603-1,2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。	
			連続ミキサ場合： 土木学会基準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。		
施工	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。		2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による。		1回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	
		コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒		1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合に随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
		マシーナル突き固め試験 ランマー突き固め試験	舗装調査・試験法便覧[3]-290 いずれか1方法	目標値の±1.5%  目標値の±1.5%		1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合に随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。 1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合に随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわらなければならぬ。 ・試験回数7回未満となる場合は、1回の試験結果は配合基準強度の85%以上、3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回（材齢28日）	材令28日強度については、公的機関での試験とする		

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
転圧コンクリート	施工	必須	温度測定(コンクリート)	温度計による。		2回/日(午前・午後)以上		
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40 mに1回(横断方向に3箇所)		
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧[3]-300		1,000 mに1個の割合でコアを採取して測定		
ゲースラスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	施工前、材料変更時		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	施工前、材料変更時		
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	施工前、材料変更時		
			ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧3-3-17による。	施工前、材料変更時		
			ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	施工前、材料変更時		
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	施工前、材料変更時		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	施工前、材料変更時		
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	施工前、材料変更時		
			針入度試験	JIS K 2207	15～30(1/10mm)	施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68	施工前、材料変更時		
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上(25)	施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%	施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	
引火点試験	JIS K 2265	240 以上	施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。				

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
グ्रेसアスファルト舗装	材料	その他	蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm <sup>3</sup>	施工前、材料変更時		
	プラント	必須	貫入試験40	舗装調査・試験法便覧[3]-315	貫入量(40)目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		
			リュエル流動性試験240	舗装調査・試験法便覧[3]-320	3～20秒(目標値)	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		
			ホイールトラックング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-39	300以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧[3]-69	破断ひずみ(・10、50mm/min) 8.0×10 <sup>-3</sup> 以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-14	2.36mmふるい：±12%以内 基準粒度	抽出・ふるい分け試験の場合：1回/日 印字記録の場合：全数		
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-14	75μmふるい：±5%以内 基準粒度	抽出・ふるい分け試験の場合：1回/日 印字記録の場合：全数		
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	抽出・ふるい分け試験の場合：1回/日 印字記録の場合：全数		
			温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト：220 以下 石粉：常温～150	随時		
現場設置	必須	温度測定(初期締固め前)	温度計による。	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)			
路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき		
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-155、[4]-158	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき		
	施工	必須	現場密度の測定 右記試験方法(3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 53mm： JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧[4]-185	最大乾燥密度の90%以上。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。但し、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	



品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認																																
路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 右記試験方法(3種類) のいずれかを実施する	RI計器を用いた盛土の締め固め管理要領(案)	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。 管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 <table border="1" data-bbox="391 728 478 1019"> <tr> <td>面積 (㎡)</td> <td>0~500</td> <td>500~1000</td> <td>1000~2000</td> <td>2000</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> <td></td> </tr> </table>	面積 (㎡)	0~500	500~1000	1000~2000	2000	測定点数	5	10	15		<ul style="list-style-type: none"> <li>最大粒径&lt;100mmの場合に適用する。</li> <li>左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</li> </ul>																							
							面積 (㎡)	0~500	500~1000	1000~2000	2000																													
							測定点数	5	10	15																														
							舗装調査・試験法便覧[4]-210	舗装調査・試験法便覧[4]-210	「TS・GNSSを施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1.盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2.管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とする。2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3.1日の施工が複数層に及び場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4.土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を保持ローラーやトラック等を用いるものとする。</li> <li>セメントコンクリートの路盤に適用する。</li> </ul>																													
													JIS A 1215	舗装調査・試験法便覧[4]-210	延長40mにつき1箇所の割合で行う。	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。			延長40mにつき1箇所の割合で行う。																					
																					JIS A1222	舗装調査・試験法便覧[4]-210	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。																
																										JIS A 1203	舗装調査・試験法便覧[4]-210	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき。											
																															舗装調査・試験法便覧[1]-227 (ハンゲルマバ-A)	舗装調査・試験法便覧[1]-227 (ハンゲルマバ-A)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施						
																																				その他	舗装調査・試験法便覧[4]-210	設計図書による。		

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	試験種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき、5000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。但し、1,5000m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。	配合を定めるための試験である。左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
			現場密度の測定 右記試験方法（3種類） のいずれかを実施する。	最大粒径 53mm： JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 > 53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	設計図書による。 最大乾燥密度の90%以上。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 < 10.0mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				RTS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領（案）	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。2,000m <sup>2</sup> 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及び場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはいないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210			路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。		
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ハンガ'ルズ' -4)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施		

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
固結工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。		
			モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回（午前1回、午後1回）/日		
アンカー工	施工	必須	モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			多サイクル確認試験	グラウンドアンカー 一設計・施工基準、 同解説 (JGS4101-2000)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工数量の5%かつ3本以上。</li> <li>初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。</li> </ul>	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
補強土壁工	材料	必須	1サイクル確認試験	グラウンドアンカー 一設計・施工基準、 同解説 (JGS4101-2000)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。</li> <li>初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする</li> </ul>	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			その他の確認試験	グラウンドアンカー 一設計・施工基準、 同解説 (JGS4101-2000)	所定の緊張力が導入されていること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>定着時緊張力確認試験</li> <li>残存引張り確認試験</li> <li>リフトオウテンスト</li> </ul> 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
補強土壁工	必須	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時		
			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
その他	必須	必須	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左	設計図書による。	
			その他					

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 右記試験方法(3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 53mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。	500㎡につき1回 但し、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				R1計器を用いた盛土の締め管理要領(案)	路体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	「アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	同左	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とする。2,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
				骨材のふり分け試験	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニツケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニツケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
吹付工	その他材料	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下） 標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）				
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。			
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。				
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。				
		骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	細骨材：コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下、その他の場合1.0%以下 粗骨材：コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下、その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。			
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。				
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上				
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上				
		練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場 合： JIS A 5308附属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。			
		回収水の場合： JIS A 5308附属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。				

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
吹付工	製造（プラント）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	
		その他	粗骨材の表面水率試験 計量設備の計量精度	JIS A 1125	設計図書による 水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	1回/日以上 設計図書による。	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。 ・レディーミクスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	
施工	その他	塩化物総量規制	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。	
			連続ミキサの場合： 土木学会基準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下 原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。		
			「コンクリートの耐久性向上」		コンクリートの打設が午前と午後に行われる場合は、午前に1回コンクリート打設前にを行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503）または「塩化率試験書の規定」により行う。 ・用心鉄筋等を有さない鉄筋構造物の場合は省略できる。		
施工	その他	スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150cm <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。		

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規程JSCF F5611-1999	3本の強度の平均値が材齢28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に吹付けて使用するのと同じコンクリート（モルタル）を切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。	材令28日強度については、公的機関での試験とする。
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。	
現場吹付法砕工	材料	必須	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			アルカリ骨材反応抑制策	「アルカリ骨材反応抑制策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」 JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変った場合。		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変った場合。		
			骨材の密度及び吸水率試験	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変った場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ細骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）		
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受けられる場合3.0%以下、その他の場合は5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変った場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		
		その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変った場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変った場合。		

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
現場吹付法柱工	材料	その他	骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	細骨材：コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下、その他の場合1.0%以下 粗骨材：コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下、その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道以外の水の場 合： JIS A 5308附属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		
			回収水の場合： JIS A 5308附属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならぬ。			
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		
			計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。			
			その他						
製造	必須								



品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
現場吹付法枠工	製造	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1,2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。	
			連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。		
施工	その他	スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2005	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、5cmのコアを切り取りキャップピングを行う。1回に6本（7…3本、28…3本）とする。	・参考値：18N/mm <sup>2</sup> 以上（材齢28日） ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。	材令28日強度については、公的機関での試験とする。
その他	塩化物総量規制	その他	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前と1回コンクリート打設前に先行し、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。		

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
現場吹付法柱工	製造	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 設計図書による。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。	
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		
河川・海岸土工	材料	必須	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
施工	必須	現場密度の測定 右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
			最大粒径 53mm： JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 > 53mm： 舗装調査・試験法便覧[4]-185	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	築堤は、1,000m <sup>3</sup> に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認							
河川・海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 右記試験方法(3種類) のいずれかを実施する。	「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>0~500 (㎡)</td> <td>500~1000</td> <td>1000~2000</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	0~500 (㎡)	500~1000	1000~2000	測定点数	5	10	15	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
							0~500 (㎡)	500~1000	1000~2000						
測定点数	5	10	15												
「T・S・GNSSを施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。 用いた盛土の締固め情報施工管理要領(案)」【T・S編・GNSS編】による	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及び場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。														
砂防土工	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。									
									コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-216	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。			
砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。									
									現場密度の測定 右記試験方法(3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 53mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法便覧[4]-185	築堤は、1,000㎡に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。			

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認										
砂 防土工	施工	その他	現場密度の測定 右記試験方法(3種類) のいずれかを実施する。	「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 <table border="1" data-bbox="391 728 478 1019"> <tr> <td>(㎡)</td> <td>0~500</td> <td>500~1000</td> <td>1000~2000</td> <td>2000以上</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> </table>	(㎡)	0~500	500~1000	1000~2000	2000以上	測定点数	5	10	15	15	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			(㎡)	0~500	500~1000	1000~2000	2000以上											
測定点数	5	10	15	15														
			「TS・GNSSを施工範囲を小分割した管理ブロックの全てを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」【TS編・GNSS編】による	1.盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2.1日の施工が複数層に及び場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはないものとする。 3.土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。														
道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時 (材料が岩砕の場合は除く)。 但し、法面、路肩部の土量は除く。												
			CBR試験(路床)	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)												
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。												
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。												
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・路体：当初及び土質の変化した時。 ・路床：含水比の変化が認められた時。												
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。												
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。												
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。												
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。												

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	試験種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認					
道路土工	材料	その他	土のせん断試験	土質試験の方法と解説 JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。							
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。							
施工	必須		現場密度の測定 右記試験方法(3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 53mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法便覧[4]-185 「RTI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」	<p>・路体：最大乾燥密度の85%以上。</p> <p>・路床：最大乾燥密度の90%以上。</p> <p>その他、設計図書による。</p>	<p>路体の場合、1,000m<sup>3</sup>につき1回の割合で行う。但し、5,000m<sup>3</sup>未満の工事は、1工事当たり3回以上。路床の場合、500m<sup>3</sup>につき1回の割合で行う。但し、1,500m<sup>3</sup>未満の工事は1工事当たり3回以上。</p>	<p>左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</p>						
				「RTI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」	<p>路体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。</p>	<p>路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m<sup>2</sup>を標準とし、1日の施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>測定面積(m<sup>2</sup>)</td> <td>0~500</td> <td>500~1000</td> <td>1000~2000</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	測定面積(m <sup>2</sup> )	0~500	500~1000	1000~2000	測定点数	5	10
測定面積(m <sup>2</sup> )	0~500	500~1000	1000~2000										
測定点数	5	10	15										
			ブルーローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-210		<p>1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。</p> <p>2. 1日の施工が複数層に及び場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。</p> <p>3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</p>							
			平板載荷試験	JIS A 1215		<p>路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。</p>		<p>・但し、荷重については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。</p> <p>・セメントコンクリートの路盤に適用する。</p>					
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。		<p>各車線ごとに延長40mについて1箇所の割合で行う。</p>						
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		<p>降雨後又は、含水比の変化が認められたとき。</p>						

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
道路土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-216	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。			
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-227 (ハンガリアン法)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良個所について実施			
・捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500 m <sup>3</sup> 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7～2.5 g/cm <sup>3</sup> ・準硬石：約2.5～2.2 g/cm <sup>3</sup> ・軟石：約2 g/cm <sup>3</sup> 未満		
			岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500 m <sup>3</sup> 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上		
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500 m <sup>3</sup> 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：490.3 N/cm <sup>2</sup> 以上 ・準硬石：98.0～66 N/cm <sup>2</sup> 以上 490.3 N/cm <sup>2</sup> 未満 ・軟石：98.0～66 N/cm <sup>2</sup> 未満		
・コンクリートダム	材料	その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぱらなもの、細長いものであってはならない。	5,000 m <sup>3</sup> つき1回の割合で行う。但し、5,000 m <sup>3</sup> 以下のものは1工事2回実施する。	500 m <sup>3</sup> 以下は監督職員承諾を得て省略できる。		
			アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。			
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	同左 同左 同左 同左 同左	同左 同左 同左 同左 同左	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 同左 同左 同左 同左 同左	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JISA 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。			

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	試験種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
・コンクリートダム	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JISA1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色の色より濃い場合。		
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受けられる場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受けられる場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合（山砂の場合は、工事中1回/週以上）		
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合		
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	細骨材：0.5%以下 粗骨材：1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場 合： JIS A 5308附属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	
			回収水の場合： JIS A 5308附属書3	塩化物イオン量：20ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならぬ。		

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
・コンクリートダム	製造（フォーム）	その他	計量設備の計量精度		水 ： ±1%以内 セメント： ±1%以内 骨材： ±3%以内 混和材： ±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は ±1%以内） 混和剤： ±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1,2	コンクリート中の練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		
			連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502		コンクリート中のモルタル単位容積質差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		
			JIS A 1111		設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			JIS A 1125		設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
					原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に行われる場合は、午前に1回コンクリート打設前に 行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1/2以下の場合は、午後の試験を省略する ことができる。（1試験の測定回数は3回と する）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が5.0m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化 物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502.503） または規格図書の規定により行う。	
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの 耐久性向上」				



品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
・コンクリートダム	施工	必須	スラング試験	JIS A 1101	スラング5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スラング8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回9ヶ（7：3本、28：3本、91：3本） 1. 1ブロック1リフトのコンクリート量500m <sup>3</sup> 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割合で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m <sup>3</sup> 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2. 1ブロック1リフトのコンクリート量500m <sup>3</sup> 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割合で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3. ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割合で行う。 4. 上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。	材料91日強度については、公的機関での試験とする。	
			温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		
			コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による。	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m <sup>3</sup> 以上	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123	設計図書による。	1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113	設計図書による。	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
・ 覆工コンクリート (N A T M)	必須	アルカリ骨材反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		
	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度 : 2.5以上 細骨材の吸水率 : 3.5%以下 粗骨材の吸水率 : 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニツケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニツケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下。 積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 : 1.0%以下 細骨材 : コンクリートの表面がすりへり作用を受けるときは3.0%以下、その他の場合は5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合は5.0%以下その他の場合は7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材 : 1.0%以下 粗骨材 : 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		
		骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	細骨材 : コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下、その他の場合1.0%以下 粗骨材 : コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下、その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材 : 10%以下 粗骨材 : 12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
・ 覆工コンクリート（NATM）	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		
		練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場 合： JIS A 5308附属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶離性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で 90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および 水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、 上水道を使用していることを示す資料に よる確認を行う。	
製造フロント	その他	計量設備の計量精度	回収水の場合： JIS A 5308附属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で 90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および 水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の 水の規定に適合しなければならぬ。	
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1,2	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内 コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印 字記録により確認を行う。	
			連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCF-1 502	コンクリート中のモルタル単位容積質差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未滿の場合は1工種1回以上の試験。	

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
・覆工コンクリート（NATM）	プラント	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクスドコンクリート以外の場合に適用する。		
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクスドコンクリート以外の場合に適用する。		
	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎡ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合には1工種1回以上の試験。		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	現場練りコンクリートの場合： (a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。 レディーミクスコンクリートの場合： 一回の試験結果は指定した呼び強度の値の85%以上、かつ3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上。	鉄筋コンクリートは打設1日につき2回（午前、午後）その他コンクリートは打設1日につき1回行う。 なお、テストピースは打設場所で採取し1回につき6個（7...3本、28...3本）とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合には1工種1回以上。		材令28日強度については、公的機関での試験とする。
	その他	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがえる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができ。 (1 試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合には1工種1回以上の試験。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSE-C502.503) または協定図書の規定により行う。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎡ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 品質に異常が認められた場合に行う。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合には1工種1回以上の試験。		
	材料	必須	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
				コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 品質に異常が認められた場合に行う。 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		
	・吹付コンクリート（NATM）	必須	その他	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け 国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		
				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。			

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
・吹付コンクリート（NATM）	材料	その他	骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。		細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下		細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受けられる場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受けられる場合5.0%以下その他の場合7.0%以下） 標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下		細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	細骨材：コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下、その他の場合1.0%以下 粗骨材：コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下、その他の場合1.0%以下		工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上		粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）		工事開始前、工事中1回/月以上		

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
・吹付コンクリート（NATM）	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		
		練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場 合： JIS A 5308附属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶剤性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で 90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および 水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、 上水道を使用していることを示す資料に よる確認を行う。	
製造（コンクリート）	その他	計量設備の計量精度	回収水の場合： JIS A 5308附属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で 90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および 水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の 水の規定に適合しなければならぬ。	
		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1,2	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内 コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以 下 連続ミキサの場合： 土木学会規 準 JSCF-1 502	設計図書による。 工事開始前及び工事中1回/年以上。	・レディーミックスコンクリートの場合、 印字記録により確認を行う。 ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。	
					工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。	

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
・吹付コンクリート（NATM）	施工	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	
		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に分けて行う場合、午前には1回コンクリート打設前に、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCF-C502,503）または塩分図書の規定により行う。	
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規程 JSCF561-2005	1回の試験結果は指定した呼び強度の値の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	トンネル施工長40m毎に1回 材命7日、28日（2×3＝6供試体） なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（7...3本、28...3本、）とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。 材令28日強度については、公的機関での試験とする。	
	その他	スランプト試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。	
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。	
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
		外観検査(ロックボルト)・目視・寸法計測		設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		
		モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
		モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 性状に変化が見られたとき 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
・ロックボルト（NATM）	材料						
	施工						
		ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による				

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
・路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-5	修正CBR20%以上		施工前、材料変更時	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 資表-4.7路上再生路盤用骨材の望ましい粒度範囲による		当初及びび材料の変化時	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		当初及びび材料の変化時	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下		当初及びび材料の変化時	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-191	基準密度の93%以上	1,000㎡に1回		
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	設計図書による。	当初及びび材料の変化時		
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	設計図書による。	当初及びび材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1～2/日		
・路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及びび材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及びび材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧[3]-91		当初及びび材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧[4]-229		当初及びび材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-238		当初及びび材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。				



品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
溶接工	施工	必須	マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」鋼橋編17.4.4溶接 図-17.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法および試験片の形状	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.3すみ肉溶接試験（マクロ溶接）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経緯をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	道路橋示方書・同解説による	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経緯をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経緯をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
			突合せ継手の内部欠陥に對する検査	JIS Z 3104	引張側：2類以上 圧縮側：3類以上	R Tの場合はJIS Z 3104による。 U Tの場合はJIS Z 3060による。	「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」による継手の設計を行っている場合は、疲労強度等級の条件によること。（等級に応じて、内部キズの規格値は3mm以下あるいは、板厚/6mm以下となる）	
			外觀検査（割れ）	目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉深傷法又は浸透液深傷法を用いる		
			外觀形状検査（余盛高さ）	目視及びノギス等による計測	道路橋示方書・同解説による			
			外觀形状検査（すみ肉溶接サイズ）	目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズおよびのど厚は、指定すみ肉サイズおよびのど厚を下回ってはならない。ただし、溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズおよびのど厚とも-1.0mmの誤差を認めるものとする。 主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、かど継手には、ビード裏面にピットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個又は継手長さ4mにつき3個までを許容するものとする。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算するものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は前延長実施する。		
			外觀形状検査（（ビード表面のピット）	目視及びノギス等による計測				
			外觀形状検査（アンダーカット）		アンダーカットの深さは、0.5mm以下でなければならぬ。			
			外觀検査（オーバーラップ）	目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
			外觀検査（ビード表面の凹凸）		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。			

品質管理基準及び規格値（一般土木）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
・ 溶接工	施工	必須	外観形状検査（アークスタッド）	・ 目視 ・ ノギス等による計測	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上</li> <li>・ クラックおよびスラグ巻き込み：あってはならない。</li> <li>・ アンダーカット：するどい切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。</li> <li>・ スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）をこえてはならない。</li> </ul>				
					<p>われなどの欠陥を生じないものを合格。</p>	<p>外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。</li> <li>・ 15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。</li> </ul>		
・ 工場製作工（鋼橋用鋼材）	材料	必須	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	われなどの欠陥を生じないものを合格。	<p>現物とミルシートの整合性が確認できること。規格、品質がミルシートで確認できること。</p>			
			外観・規格（主部材）	現物照合、帳票、確認					
			機械試験（JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材）	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。		

品質管理基準及び規格値（港湾・漁港）

工種	区分	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
防食材料	1)電気防食陽極	必須	陽極板の電流効率等（陽極電位、発生電流）	設計図書に適合していること。製造工場の試験成績表により確認	90%以上	搬入前		
		必須	材質	種類 観察 品質 設計図書による。	設計図書による。	施工中適宜		
	3)モルタル被覆	必須	材質	種類 観察 品質 設計図書による。	設計図書による。	搬入時、ロット毎		
		必須	材質	種類 観察 品質 設計図書による。	設計図書による。	搬入時、ロット毎		
防舷材・滑り材	1)ゴム防舷材	必須	材質	ゴムの物理試験（引張試験、硬さ試験、老化試験等）による材質が共通仕様書7編1-13-1表1-3に適合していること。製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認。耐久性については、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書により確認。	共通仕様書7編1-13-1表1-3 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253 JIS K 6257 JIS K 6259	製造前 ロットに使用した練りゴムより試料1セット	試験成績表（検査証明書）を提出。耐久性については、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を提出。	
			性能	反力及び吸収エネルギー	設計図書による。	搬入前 10本に1本		
			外観	有害な傷等がないこと。 観察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
			形状寸法	長さ、幅、高さ、ボルトの穴径及び中心間隔等 製造工場の測定結果表により確認	設計図書及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入前、全数	工場の測定表を提出 製造工場の測定結果表により確認し、様式・品質1（例）参考	
	2)取付金具	必須	外観	有害な傷等がないこと。 観察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
			形状寸法	設計図書の形状寸法に適合していること。 観察	設計図書及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入時、適宜		
	3)滑り材	必須	材質	設計図書の形状寸法に適合していること。製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	設計図書及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入前		
			外観	有害な傷等がないこと。 観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
		形状寸法		設計図書の形状寸法に適合していること。	設計図書及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入前、適宜		
				製造工場の測定結果表により確認				

品質管理基準及び規格値（港湾・漁港）

工種	区分	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
係船柱・係船環	1)係船柱	必須	本体・付属品の化学成分、機械的性質	JISの規定による。製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	共通仕様書7編1-14-1表1-4	1溶解毎		
			外観	有害な傷、変形等がないこと。観察	異常が認められないこと。		搬入時、全数	
2)係船環		必須	形状寸法	設計図書の形状寸法に適合していること。製造工場の測定結果表により確認	共通仕様書7編4-17-2図4-1~4表4-5	搬入時、全数		
			材質	JISの規定による。	共通仕様書7編4-17-3	搬入前		
		必須	外観	有害な傷、変形等がないこと。観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
			形状寸法	設計図書の形状寸法に適合していること。製造工場の測定結果表により確認	共通仕様書7編4-17-3表4-5及び設計図書による。	搬入前、全数		
車止め・縁金物	1)車止め(鋼製)(縁金物を含む)	必須	本体、被覆材、付属品の化学成分、機械的性質	JISの規定による。製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	共通仕様書7編1-15-1表1-5	搬入前		
			外観	使用上有害な反り、溶接部の不良個所等がないこと。観察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
	2)車止め(その他)(縁金物を含む)	必須	形状寸法	設計図書の形状寸法に適合していること。製造工場の測定結果表により確認	設計図書による。	搬入前、全数		
			材質	設計図書の形状寸法に適合していること。	設計図書による。	搬入前		
		必須	外観	製造工場の測定結果表により確認	異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
			形状寸法	設計図書の形状寸法に適合していること。製造工場の測定結果表により確認	設計図書による。	搬入前、全数		
マット	アスファルトマット(洗掘防止)	必須	材質	設計図書の形状寸法に適合していること。製造工場の測定結果表により確認	設計図書又は共通仕様書7編1-16-1	1,000㎡に1回	アスファルト舗装適用	
			外観	補強材の種類は設計図書に適合していること。観察	設計図書による。	搬入時、適宜		
			形状寸法	厚さ スチールテープ等で測定	設計図書による。	20枚に1枚を2箇所		
				幅及び長さ スチールテープ等で測定	設計図書による。	20枚に1枚を1箇所		

品質管理基準及び規格値（港湾・漁港）

工種	区分	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
マット	2) 摩擦増大用 マット (アスファルトマット)	必須	材質		第7編 1-16-1または設計図書による。	1,000㎡に1回	試験成績表及び配合表を提出 アスファルト舗装適用		
			形状寸法					1)アスファルトマット(洗掘防止)を適用する	
			外觀					アスファルトマット(洗掘防止)を適用する。	
	3) 繊維系マット	必須	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度等が設計図書に適合していること。 製造工場の試験成績表により確認	設計図書による。		搬入時、適宜	引張試験 JIS L 1908 引裂試験 JIS L 1096	
		必須	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度、比重、耐海水引張強度等が設計図書に適合していること。 製造工場の試験成績表により確認	設計図書による。		搬入時、適宜	引張試験 JIS K 6723 引裂試験 JIS K 6252 比重試験 JIS K 7112 耐海水試験 JIS K 6773	
		必須	材質及び規格	硬度、伸び、引裂、引張強度等が設計図書に適合していること。 製造工場の試験成績表により確認	設計図書による。		搬入時、適宜	引張試験 JIS K 6251 引裂試験 JIS K 6252	
固結工	6) 摩擦増大用 マット (ゴムマット)	必須	材質	設計図書による。 製造工場の試験成績表により確認	設計図書による。				
		必須	形状寸法	設計図書による。	設計図書による。				
		必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。				
	1) 深層混合処理 工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。				
		必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。				
		必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。				



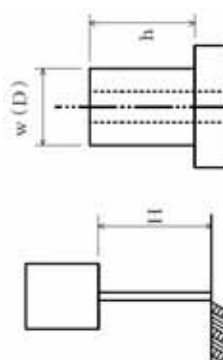
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	3	3	4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く） （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基準高	±50	基準高は施工延長4.0m（測点間隔2.5mの場合）は5.0mにつき1箇所、かつ1施工箇所につき最低2箇所。 変位は、施工延長2.0m（測点間隔2.5mの場合）は2.5mにつき1箇所、かつ1施工箇所につき最低2箇所。		
						根入長	設計値以上			
						変位	100			
1	3	3	5	1	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	法長	< 10 m	施工延長4.0m（測点間隔2.5mの場合）は5.0mにつき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。 枠延長1.00mにつき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。		曲線部は設計図書による
							10 m			
						幅	W			
						高さ	h			
						枠中心間隔	a			
						延長	L			
	- 100									
	- 200									
	- 30									
	- 30									
	±100									
	- 200									
1	3	3	5	2	法枠工 （プレキャスト法枠工）	法長	< 10 m	施工延長4.0m（測点間隔2.5mの場合）は5.0mにつき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。 1施工箇所毎		
							10 m			
						延長	L			
	- 100									
	- 200									
	- 200									
1	3	3	6		吹付工 （コンクリート） （モルタル）	法長	< 3 m	施工延長4.0mにつき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 2.00mにつき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所をせん孔により測定。		
							3 m			
							t < 5 cm			
						厚さ t	t			
							- 10			
							- 20			
	- 50									
	- 100									
	- 10									
	- 20									
	- 200									

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

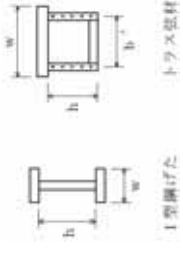
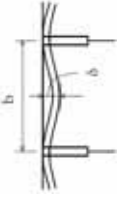
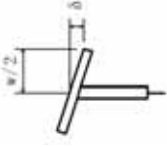
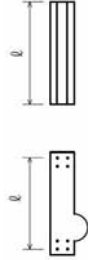

単位：mm

編	章	節	糸	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	3	3	7	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	法長	-200	施工延長40m(測点間隔2.5mの場合 は50m)につき1箇所、かつ1施工箇 所につき最低3箇所 1施工箇所毎		
						5 m	法長の - 4%			
						延長 L	-200			
1	3	3	7	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長	-200	施工延長40mにつき1箇所、かつ1施 工箇所につき最低3箇所。		
						5 m	法長の - 4%			
						厚さ t	-10			
1	3	3	8	縁石工 (縁石・アスカープ)	t < 5 cm	-10	施工面積200㎡につき1箇所、かつ1 施工箇所につき最低3箇所。 検査孔により測定。			
					t 5 cm	-20				
					但し、吹付面に凹凸がある場合の最小 吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平 均厚は設計厚以上					
1	3	3	9	小型標識工	延長 L	-200	1施工箇所毎			
					延長 L	-200				
					設置高さ H	設計値以上				
1	3	3	9	小型標識工	基礎	-30	1箇所 / 1施工箇所			
					幅 w (D)	-30				
					高さ h	-30				
1	3	3	9	小型標識工	根入れ長	設計値以上	1箇所 / 1基 基礎1基毎			
					設置高さ H	設計値以上				
					基礎	-30				



出来形管理基準及び規格値（一般土木）


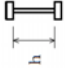

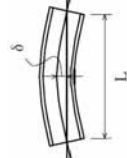
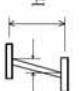
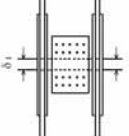
単位：mm

編	章	節	雑	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼けた等	トラス・アーチ等		
1	3	3	14	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	フランジ幅 $w$ (mm) 腹板高 $h$ (mm) 腹板間隔 $b$ (mm)	$\pm 2 \dots w$ 0.5 $\pm 3 \dots$ 1.0 $0.5 < w$ $\pm 4 \dots$ 2.0 $1.0 < w$ $\pm (3 + w/2) \dots$ $2.0 < w$	鋼けた・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づき試験成績表に替えることができる。	 I型鋼けた トラス部材		
						板の平面度 (mm)	$h / 250$  $b / 150$	鋼けた及びトラス等の部材の腹板	鋼けた及び各支間中央付近を測定。 $h$ : 腹板高 (mm) $b$ : 腹板又はリブの間隔 (mm) $w$ : フランジ幅 (mm)		
					部 材 強 度	フランジの直角度 (mm)	$w / 200$				
						鋼けた 部材長 (mm)	$\pm 3 \dots$ 10 $\pm 4 \dots$ >10				
						トラス、アーチなど	$\pm 2 \dots$ 10 $\pm 3 \dots$ >10				
						圧縮材の曲がり (mm)	/ 1000		主要部材全数を測定。 : 部材長 (mm)		

規格値の  $w$  に代入する数値はmm単位の数値である。  
ただし、「板の平面度」フランジの直角度、圧縮材の曲り」の規格値の  $h, b, w$  に代入する数値はmm単位の数値とする。

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

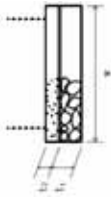
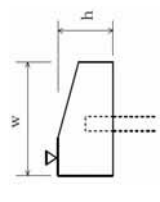
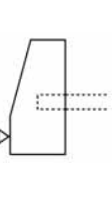
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼けた等	トラス・アーチ等		
1	3	3	14	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する 場合) (シミュレーション/仮組立検査 を行う場合)	全長 L1(m) 支間長 L2(m)	$\pm (10 + L1/10)$ $\pm (10 + L2/10)$	主げた、主構全数を測定。			
						主げた、主構の中心 間距離 B (m)	$\pm 4 \dots\dots B \leq 2$ $\pm (3 + B/2) \dots\dots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			
						主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots\dots h \leq 5$ $\pm (2.5 + h/2) \dots\dots h > 5$	両端部及び中心部を測定。			
						主げた、主構の通り (mm)	$5 + L/5 \dots\dots L \leq 100$ $25 \dots\dots L > 100$	最も外側の主げた又は主構について 支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)			
						主げた、主構のそり (mm)	$-5 \sim +5 \dots\dots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots\dots 20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots\dots 40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots\dots 80 < L \leq 200$	各主げたについて 1.0 ~ 1.2 m間隔 を測定。 L：主構の支間長 (m)			
						主げた、主構の橋端 における出入差 (mm)	設計値 $\pm 10$	どちらか一方の主げた（主構）端を測定。			
						主げた、主構の鉛直 度 (mm)	$3 + h/1,000$	各主桁の両端部を 測定。 h：主げたの高さ (mm)			
						現場継手部のすき間 1, 2 (mm)	設計値 $\pm 5$	主げた、主構の全継手数の1/2を測定。 1, 2のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合、マイナス 側については設計値以上とする。			

規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。  
ただし、「主げた、主構の鉛直度」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

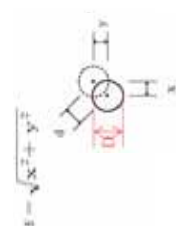
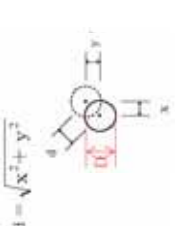
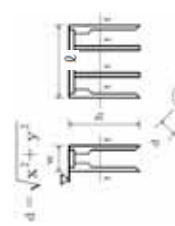
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	3	3	16		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋塗装・防食便覧-74「表-5.5」各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗布作業の開始前に撤入量（充缶数）と、塗布作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		
1	3	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅	設計値以上	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合又は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。 1施工箇所毎		
						厚さ	t1, t2			
						延長	L			
1	3	4	3		基礎工（護岸） (現場打)	基準高	±30	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合又は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。 1施工箇所毎		
						幅	w			
						高さ	h			
						延長	L			
1	3	4	2		基礎工（護岸） (プレキャスト)	基準高	±30	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合又は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。 1施工箇所毎		
						延長	L			

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	共通編	3	一般施工	4	基礎工	基準高	±50	全数について杭中心で測定。		
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
1	共通編	3	一般施工	4	基礎工	基準高	±50	全数について杭中心で測定。		
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径 D	設計値以上			
						1	共通編			
根入長	設計値以上									
偏心量 d	100以内									
傾斜	1/100以内									
杭径 D	{設計径(公称径) - 30}以上									
1	共通編	3	一般施工	4	基礎工			基準高	±50	全数について杭中心で測定。
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	1/50以内			
1	共通編	3	一般施工	4	基礎工	基準高	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		
						ケーソンの長さ	- 50			
						ケーソンの幅 w	- 50			
						ケーソンの高さ h	- 100			
						ケーソンの壁厚 t	- 20			
						偏心量 d	300以内			

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							規 格 個々の測定値 (X)	値 10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )			
1	3	6	5	5	アスファルト舗装工 (基層工・中間層工)	基準高	±20		基準高は、延長4.0m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000mm <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長8.0m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬととも、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならぬ。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚  さ	- 9	- 3			
						幅	- 25				
1	3	6	5	6	アスファルト舗装工 (表層工)	基準高	±20		基準高は、延長4.0m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000mm <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長8.0m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬととも、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならぬ。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。 区間長が100m未満の場合は平坦性を省略することができる。	
						厚  さ	- 7	- 2			
						幅	- 25				
1	3	6	6	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高	±40		基準高は、延長4.0m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線2.0m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長8.0m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬととも、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならぬ。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚  さ	- 45	- 15			
						幅	- 50				

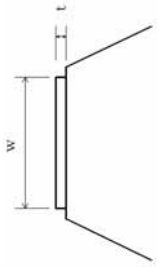
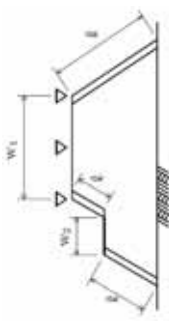
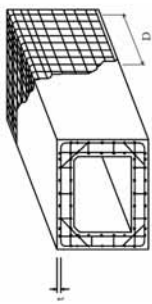
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							規 格 個々の測定値 (X)	値 10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	基準高	±30		基準高は、延長4.0m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線2.0m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長8.0m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならぬ。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚  さ	-25	-8			
						幅	-50				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	基準高	±30(±20)		基準高は、延長4.0m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長8.0m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならぬ。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚  さ	-25	-8			
						幅	-50				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	基準高	±20		基準高は、延長4.0m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長8.0m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならぬ。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚  さ	-9	-3			
						幅	-25				

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

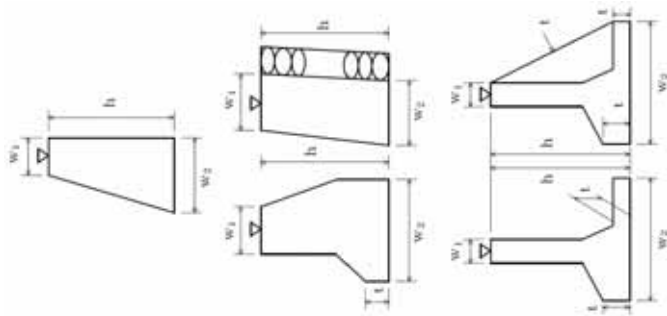
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	4	4	6		堤防天端工	厚さ t	- 25	幅は、施工延長4.0m（測点間隔2.5mの場合）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。厚さは、施工延長2.0mにつき1箇所。中央で測定。		
						t	- 50			
						幅 W	- 100			
1	4	5	4		路体盛土工 路床盛土工	基準高	± 50	施工延長4.0mにつき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		
						法長	< 5 m			
						幅 W1, W2	法長の - 2% - 100			
1	5	7	4		組立て	平均間隔 d	±	$d = \frac{D}{n - 1}$ D：本間の長さ n：10本程度とする ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりりは、コンクリート標準示方書（設計編 13.2）参照。但し、道路橋仕様書の適用を受ける橋については、道路橋仕様書（コンクリート橋編 6.6）による。 重要構造物かつ主鉄筋について適用する 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については第1編6-4-12床版工を適用する。		
						かぶり i	± 最小かぶり以上			

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	6	共通施工	1		現場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。		
						基準高	±50	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合）は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。		
1	6	共通施工	1		場所打擁壁工	厚さ t	-20			
						裏込厚さ	-50			
1	6	共通施工	1		場所打擁壁工	幅 $w_1, w_2$	-30			
						高さ n	-50			
1	6	共通施工	1		場所打擁壁工	高さ n	-100			
						延長 L	-200	1 施工箇所毎		





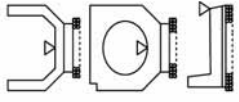
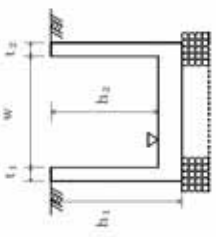
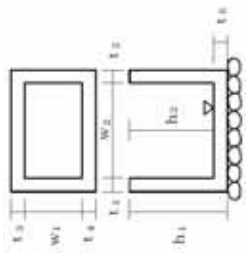
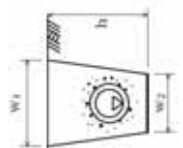
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	6 共通施工	1 共通関係	3		プレキャスト擁壁工	基準高	±50	施工延長4.0m（測点間隔2.5mの場合 は5.0m）につき1箇所、かつ1施工箇 所につき最低3箇所。		
						延長 L	-200			
1 共通編	6 共通施工	1 共通関係	3		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁 工法) (多数アンカー式補強土工 法) (ジオテキスタイルを用いた 補強土工法)	基準高	±50	施工延長4.0m（測点間隔2.5mの場合 は5.0m）につき1箇所、かつ1施工箇 所につき最低3箇所。		
						高さ h	-50			
						h < 3 m	-100			
						鉛直度	±0.03hかつ ±300以内			
						控え長さ	設計値以上			
延長 L	-200									
1 共通編	6 共通施工	1 共通関係	4		井桁ブロック工	基準高	±50	施工延長4.0m（測点間隔2.5mの場合 は5.0m）につき1箇所、かつ1施工箇 所につき最低3箇所。		
						高さ h < 3 m	-50			
						高さ h 3 m	-100			
						厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub> , t <sub>3</sub>	-50			
						延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200			
1 共通編	6 共通施工	1 共通関係	5		アンカー工	削孔深さ	設計値以上	全数（任意仮設は除く）		
						設置誤差 d	100			
						せん孔方向	±2.5度			

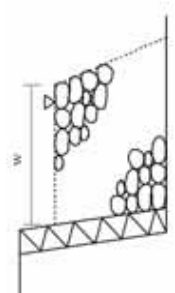
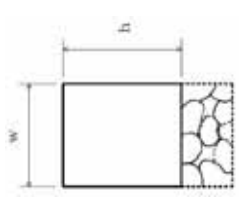
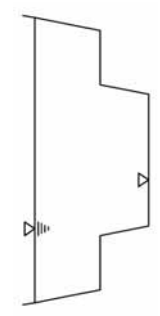
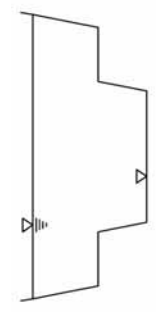
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	6 共通施工	1 共通関係	6		側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高	±30	施工延長4.0m(測点間隔2.5mの場合 は5.0m)につき1箇所、かつ1施工箇 所につき最低3箇所。 1箇所/1施工箇所		
						延長 L	-200			
1 共通編	6 共通施工	1 共通関係	7		現場打水路工	基準高	±30	施工延長4.0m(測点間隔2.5mの場合 は5.0m)につき1箇所、かつ1施工箇 所につき最低3箇所。 1施工箇所毎		
						厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30			
						延長 L	-200			
1 共通編	6 共通施工	1 共通関係	8		集水樹工	基準高	±30	1箇所毎 は、現場打部分のある場合		
						厚さ t <sub>1</sub> ~ t <sub>5</sub>	-20			
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30			
						高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30			
1 共通編	6 共通施工	1 共通関係	9		暗渠工	基準高	±30	施工延長4.0m(測点間隔2.5mの場合 は5.0m)につき1箇所、かつ1施工箇 所につき最低3箇所。 1施工箇所毎		
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-50			
						深さ h	-30			
						延長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
1	6	共通施工	7		捨石工	基準高	- 100	施工延長4.0m（測点間隔2.5mの場合 は5.0m）につき1箇所、かつ1施工箇 所につき最低3箇所。				
						幅	- 100					
						延長	- 200					
1	6	共通施工	8		護岸付属物工	幅	- 30					
						高さ	- 30					
1	6	共通施工	1	1	浚渫船運転工 （ポンプ浚渫船）	基準高	上限	- 800	延長方向は、設計図書により指定された 測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ 中間点も加える。ただし、各測定値の平 均値の設計基準高以下であること。			
							電気船	200ps				+ 200
								500ps				+ 200
								1000ps				+ 200
							ディーゼル船	250ps				+ 200
								420ps				+ 200
								600ps				+ 200
								1350ps				+ 200
							幅	- 200				
							延長	- 200				
1	6	共通施工	1	2	浚渫船運転工 （グラブ浚渫船）	基準高	上限	+ 200	延長方向は、設計図書により指定された 測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ 中間点も加える。ただし、各測定値の平 均値の設計基準高以下であること。			
							幅	- 200				
							延長	- 200				
							幅	- 200				

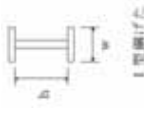
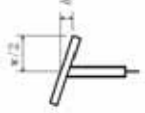
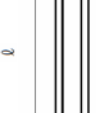

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	1		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストバイブ工)	基準高	±30	施工延長4.0m(測点間隔2.5mの場合 は5.0m)につき1箇所、かつ1施工箇 所につき最低3箇所。 印は、現場打部分のある場合。 1施工箇所毎			
						幅	-50				
						高さ	-30				
						延長	-200				
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	2		落石防護柵工	高さ	±30	施工延長4.0m(測点間隔2.5mの場合 は5.0m)につき1箇所、かつ1施工箇 所につき最低3箇所。 1施工箇所毎			
						延長	-200				
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	3		検査路製作工	部材	±3..... 10 ±4..... >10	図面の寸法表示箇所にて測定。			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	4		鋼製伸縮継手製作工	部材	0 ~ +30	製品全数を測定。			
						部材長 w (m)					
						仮組立時	設計値 ±4				
						組合せる伸縮装置との高さの差 1 (mm) フィンガーの食い違い 2 (mm)	±2				
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	5		落橋防止装置製作工	部材	±3..... 10 ±4..... >10	図面の寸法表示箇所にて測定。			
						部材長 (m)					

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	6	4	6		鋼製排水管製作工	部材	±3..... 10 ±4..... > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						部材長 (m)				
1	6	4	7		プレベーム用桁製作工	部材	±2...w 0.5 ±3...0.5<w 1.0 ±4...1.0<w 2.0 ± (3+w/2)... 2.0<w	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						フランジ幅 w(m) 腹板高 h (m)				
1	6	4	7		プレベーム用桁製作工	部材	w / 200	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						フランジの角度 (mm)				
1	6	4	7		プレベーム用桁製作工	部材長 (m)	±3... 10 ±4... > 10	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		
						部材長 (m)				
1	6	4	7		プレベーム用桁製作工	仮組立時	-5 ~ +5... L 20 -5 ~ +10... 20 < L 40	各主材について10~12m間隔を測定。 L：主材の支間長(mm)		
						主材のそり				
1	6	4	8		橋梁用防護柵製作工	部材	±3..... 10 ±4..... > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						部材長 (m)				

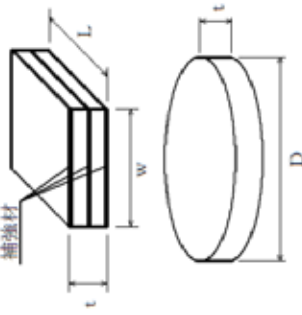
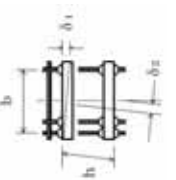
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1	6	4	9	1	1) 製造費 (金属支承工)	孔の直径差 センターボスを基準にした孔位置のずれ 1000mm センターボスを基準にした孔位置のずれ > 1000mm 1.5以下 100mm +3 -1 > 100mm +4 -2 孔の中心距離 JIS B 0403-95 CT13 ボスの直径 +0 -1 ボスの高さ +1 -0 上管の橋軸及び直角方向の長さ寸法 JIS B 0403-95 CT13 全移動量 300mm ±2 > 300mm ± / 100 上,下面加工仕上げ ±3 コンクリート構造用 H 300mm ±3 H > 300mm (H/200+3) 小数点以下切り捨て 鑄放し長さ寸法 1)、 2) 鑄放し肉厚寸法 1) 削り加工寸法 JIS B 0403-95 CT14 JIS B 0403-95 CT15 JIS B 0405-91 粗級 ガス切断寸法 JIS B 0417-79 B級	製品全数を測定。 1) 片面削り加工も含む。 2) ただし、ソールプレート 接触面の橋軸及び橋軸直角方 向の長さ寸法に対してCT13を 適用する。				
						上下部構造物との接合用ボルト孔	孔の直径				
						アンカーボルト孔	中心距離				
						センターボス	ボスの直径				
						上管の橋軸及び直角方向の長さ寸法	ボスの高さ				
						全移動量	300mm				
						上,下面加工仕上げ	> 300mm				
						組立絶対高さH	上,下面加工仕上げ				
						鑄放し長さ寸法 1)、 2)	H 300mm				
						鑄放し肉厚寸法 1)	H > 300mm				
						削り加工寸法					
					ガス切断寸法						

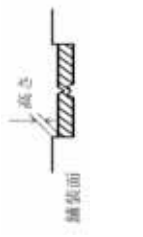
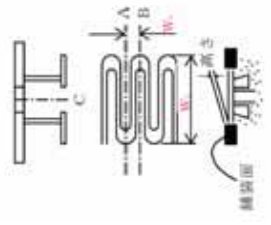
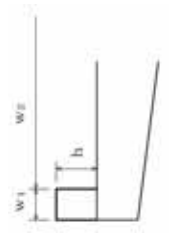
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	9	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅 w	0 ~ +5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ(t)の最大相対誤差		
						長さ L	0 ~ +1%			
						直径 D	0 ~ +15			
						厚さ t	±0.5			
						160 < t	±2.5%			
160 < t	±4									
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	10		アンカーフレーム製作工	平面度	1	軸心上全数測定。		
						上面水平度 <sub>1</sub> (mm)	b / 500			
						鉛直度 <sub>2</sub> (mm)	h / 500			
						高さ h (mm)	±5			
						反組立時				
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	11		仮設材製作工	部材長 (m)	±3..... ±4..... > 10	図面の寸法表示箇所での測定。		
						材				
						基準高	±20			
						幅 w	0 ~ +30			
						厚さ t	-10 ~ +20			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	12		床版工	鉄筋のかぶり	設計値以上	基準高は、1径間当たり2箇所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10 mに1箇所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)  1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。 1断面の測定箇所は断面変化毎1箇所とする。  1径間当たり3箇所(両端及び中央)測定。 1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2 mの範囲を測定。  上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上、下)部工および重要構造物である内空断面種25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)」も併せて適用する	
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄筋間隔	±20			
							±10			

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	13	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	舗装面に対し 0~-2	両端及び中央部付近を測定。		
						表面の凹凸	3			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	13	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガンジョイント)	高さ	±3	高さについては車道端部、中央部各3点計9点。 縦方向及び横方向間隔は両端、中央部の計3点。		
						据付け高さ	±3			
						車線方向各点誤差の相対差	3			
						表面の凹凸	3			
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2			
						縦方向間隔W1	±2			
						横方向間隔W2	±5			
仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2									
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	14		地覆工	地覆の幅 w <sub>1</sub>	-10~+20	1径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
						地覆の高さ h	-10~+20			
						有効幅員 w <sub>2</sub>	0~+30			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	15		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 w	-5~+10	1径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
						高さ h	-20~+30			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	16		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		
						高さ	±4			







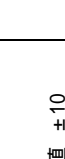


出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	6	4	17	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m）  支承の平面寸法が300mm以下の場合 は、水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合を 除く。 注1)先固定の場合は、支承上面で測定す る。 注2)可動支承の遊間（La, Lb）を計測し、 支承据付時のオフセット量を考慮し、 移動可能量が道路橋支承便 覧の規格値を満たすことを確認す る。 注3)可動支承の移動量検査は、架設完了 後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 ±10 以上			
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5	1 / 100		
						下 沓 の 水 平 度				
						橋 軸 方 向	5			
						橋軸直角方向				
						可動支承の橋軸方 向のずれ同一支承 線上の相対誤差	5			
						可 動 支 承 の 移 動 量 注3)				
1	6	4	17	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm 以下の場合 は、水平面の高低差を1mm 以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合を 除く。 注1)先固定の場合は、支承上面で測定す る。 注2)可動支承の遊間（La, Lb）を計測し、 支承据付時のオフセット量を考慮し、 移動可能量が道路橋支承便 覧の規格値を満たすことを確認す る。 注3)可動支承の移動量検査は、架設完了 後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 ±10 以上			
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5	4 + 0.5 × (B - 2)		
						下 沓 の 水 平 度				
						橋 軸 方 向	1 / 300			
						橋軸直角方向				
						可動支承の橋軸方 向のずれ同一支承 線上の相対誤差	5			
						可 動 支 承 の 移 動 量 注3)				

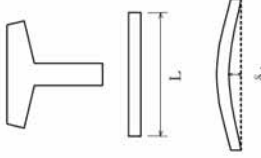
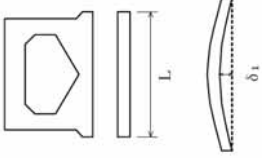
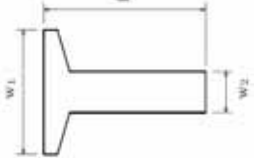
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1	6	4	18		架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレレクシヨン架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラバークレーン架設）	全長 L 1 ( m ) 支間長 L 2 ( m )	± (20 + L1/5) ± (20 + L2/5)	各げた毎に全数測定。 L: 主げた・主構の支間長 (m)		
						通り ( mm )	± (10 + 2L/5)	L: 主げた・主構の支間長 (m)		
						そり ( mm )	± (25 + L/2)	主げた、主構を全数測定。 L: 主げた・主構の支間長 (m)		
						主げた、主構の 中心間距離 B (m)	± 4..... B < 2 ± (3+B/2)..... B > 2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						主げたの橋端に おける出入差 ( mm )	設計値 ± 10	どちらか一方の主げた（主構）端を測定。		
						主げた、主構の 鉛直度 ( mm )	3 + h/1,000	各主げたの両端部を測定。 h: 主げた・主構の高さ (mm)		
						現場継手部 のすき間 1, 2 ( mm )	設計値 ± 5	主げた、主構の全継手数の 1 / 2 を測定。 1, 2のうち大きいもの 設計値が 5 mm 以下の場合、マイナス 側については設計値以上とする。		
								は仮組立検査を実施しない工事に適用。		

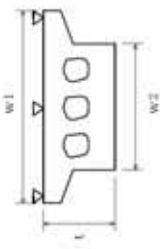


出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	6	4	19	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	±L/1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製品工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり <sub>1</sub>	±8			
						横方向の曲がり <sub>2</sub>	±10			
1	6	4	19	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	±10... L 10m ±L/1000... L > 10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製品工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり <sub>1</sub>	±8			
						横方向の曲がり <sub>2</sub>	±10			
1	6	4	20	ボストテンション桁製作工	幅 (上) w <sub>1</sub>	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスニング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製品工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ：支間長 (m)			
					幅 (下) w <sub>2</sub>	±5				
					高さ h	+10 -5				
					桁支間長	<15...±10 15...± ( -5 ) かつ - 30mm以内				
					横方向最大タワミ	0.8				
1	6	4	21		プレキャストセグメント製作工 (購入工)	桁長		桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所所測定。		
						断面の外形寸法 (mm)				

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	22		プレキャストセグメント主桁組立工	桁支間長	<15...±10 15...± (-5) かつ -30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレストレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ：支間長 (m)		
						横方向最大タワミ	0.8			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	23		P Cホロースラブ製作工	基準高	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 横方向タワミの測定は、プレストレストレストレッシング後に測定。 ：支間長 (m) 鉄筋の出来型管理基準については第1編6-4-12床版工に準ずる。		
						幅 W1, W2	-5 ~ +30			
						厚さ t	-10 ~ +20			
						桁支間長	<15...±10 15...± (-5) かつ -30mm以内			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	24		P C箱桁製作工	基準高	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 横方向タワミの測定は、プレストレストレストレッシング後に測定。 ：支間長 (m) 鉄筋の出来型管理基準については第1編6-4-12床版工に準ずる。		
						幅 (上) W1	-5 ~ +30			
						幅 (下) W2	-5 ~ +30			
						内空幅 W3	±5			
						高さ h1	+10 -5			
						内空高さ h2	+10 -5			
						桁支間長	<15...±10 15...± (-5) かつ -30mm以内			
						幅 (上) W1	-5 ~ +30			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	25		P C押出し箱桁製作工	幅 (下) W2	-5 ~ +30	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレストレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ：支間長 (m) 鉄筋の出来型管理基準については第1編6-4-12床版工に準ずる。		
						内空幅 W3	±5			
						高さ h1	+10 -5			
						内空高さ h2	+10 -5			
						桁支間長	<15...±10 15...± (-5) かつ -30mm以内			
						幅 (下) W2	-5 ~ +30			

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							規 格 個々の測定値 (X)	値 10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )			
1	6	4	27	5	半たわみ性舗装工 (基層工・中間層工)	基準高	±20		基準高は延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000mm <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬととも、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならぬ。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚  さ	-9	-3			
						幅	-25				
								基準高は、基層・中間層で工事完成する場合のみ適用する。			
1	6	4	27	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	基準高	±20		基準高は延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000mm <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬととも、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならぬ。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 区間長が100m未満の場合は平坦性を省略することができる。	
						厚  さ	-7	-2			
						幅	-25				
								平坦性			
								3m <sup>2</sup> 以下のメーター ( ) 2.4mm以下 直読式(足付き) ( ) 1.75mm以下			
1	6	4	28	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高	±40		基準高は延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線2.00m毎に1箇所を掘り起して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬととも、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならぬ。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚  さ	-45	-15			
						幅	-50				

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 ( $X_{10}$ )			
1	6	4	28	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	基準高	±30	-8	基準高は延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは岩車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値( $X_{10}$ )について満足しなければならぬ。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚さ	-25				
						幅	-50				
1	6	4	28	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	基準高	±30(±20)	-8	基準高は延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値( $X_{10}$ )について満足しなければならぬ。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚さ	-25				
						幅	-50				
1	6	4	28	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	基準高	±20	-5	基準高は延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値( $X_{10}$ )について満足しなければならぬ。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚さ	-15				
						幅	-50				

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 ( $X_{10}$ )			
1	6	4	28	5	排水性舗装工 (基層工・中間層工)	基準高	±20		基準高は延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000mm <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬととも、10個の測定値の平均値( $X_{10}$ )について満足しなければならぬ。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚さ	-9	-3			
						幅	-25				
1	6	4	28	6	排水性舗装工 (表層工)	基準高	±20		基準高は延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。 厚さは、1,000mm <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬととも、10個の測定値の平均値( $X_{10}$ )について満足しなければならぬ。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 区間長が100m未満の場合は平坦性を省略することができる。	
厚さ	-7	-2									
幅	-25										
1	6	4	29	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	基準高	±20		基準高は延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。 厚さは、1,000mm <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬととも、10個の測定値の平均値( $X_{10}$ )について満足しなければならぬ。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
厚さ	-15	-5									
幅	-60										

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

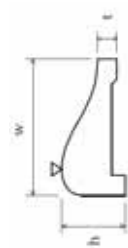
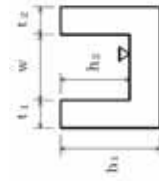
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )			
1	6	4	29	2	グーラスファルト舗装工 (基層工・中間層工)	基準高	±20		基準高は延長4.0m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長8.0m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならず、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならぬ。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚さ	-9				
						幅	-25				
								基準高は、基層・中間層で工事完成する場合のみ適用する。			
1	6	4	29	3	グーラスファルト舗装工 (表層工)	基準高	±20		基準高は延長4.0m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長8.0m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならず、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならぬ。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						厚さ	-7				
						幅	-25				
								3m <sup>7</sup> D7シルク-ター( )2.4mm以下直読式(足付き) ( )1.75mm以下			
						平坦性					
1	6	4	30	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高	±50		基準高は片側延長4.0m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。 厚さは、片側延長2.0m毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は片側延長8.0m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。 歩道舗装に適用する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならず、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならぬ。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						厚さ	t < 15cm t 15cm	-30 -45			
						幅	-100				
1	6	4	30	2	透水性舗装工 (表層工)	基準高	±20		基準高は片側延長4.0m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。 厚さは、2.0m毎に1箇所の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長8.0m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。 歩道舗装に適用する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならず、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならぬ。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						厚さ	-9				
						幅	-25				





出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
2	河川編	4	4	水門	床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
2	河川編	4	4	水門	閘門工 土砂吐工	基準高	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
2	河川編	5	5	堰	堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						堰長 L	-100			
						高さ h	±30			
						L < 20m	-50			
L ≥ 20m	-100									
2	河川編	6	6	漁道工	魚道本体工	基準高	±30	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合）は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。		
						厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30			
						延長 L	-200			

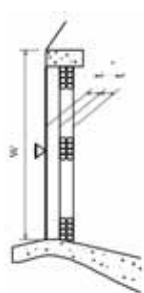
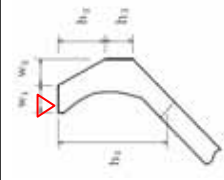
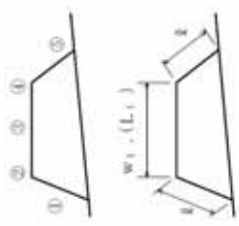
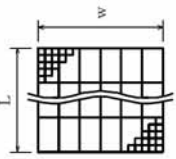
出来形管理基準及び規格値(一般土木)

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	河川海岸編	1 堤防・護岸	3 護岸基礎工	5	場所打コンクリート工	基準高	±30	施工延長40m(測点間隔2.5mの場合 は5.0m)につき1箇所、かつ1施 工箇所につき最低3箇所。		
						幅	w			
						高さ	h			
						延長	L			
3	河川海岸編	1 堤防・護岸	3 護岸基礎工	6	海岸コンクリートブロック工	基準高	±50	ブロック個数40個につき1箇所、か つ1施工箇所につき最低3箇所。 基準高、延長は施工延長40m(測点 間隔2.5mの場合)は5.0m)につ き1箇所、かつ1施工箇所につき最 低3箇所。		
						ブロック厚	t			
						ブロック縦幅	w <sub>1</sub>			
						ブロック横幅	w <sub>2</sub>			
延長	L									
3	河川海岸編	1 堤防・護岸	4 護岸工	4	海岸コンクリートブロック工	基準高	±50	施工延長40m(測点間隔2.5mの場 合は5.0m)につき1箇所、かつ1施 工箇所につき最低3箇所。		
						法長	<5m			
						5m	x (-2%)			
						厚さ	t			
延長	L									
3	河川海岸編	1 堤防・護岸	4 護岸工	5	コンクリート被覆工	基準高	±50	施工延長40m(測点間隔2.5mの場 合は5.0m)につき1箇所、かつ1施 工箇所につき最低3箇所。		
						法長	<3m			
						3m	-100			
						厚さ	t			
延長	L									

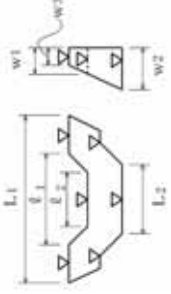
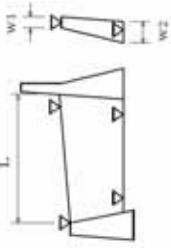
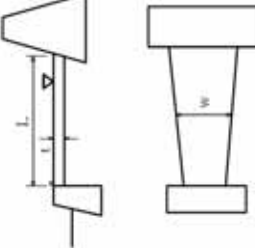
出来形管理基準及び規格値(一般土木)

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要									
3	河川海岸編	1 堤防・護岸	2		コンクリート被覆工	基準高	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。											
						幅	- 50												
						厚さ t	- 10												
						基礎厚 t'	- 45												
						延長 L	- 200												
						延長 L	- 200												
3	河川海岸編	1 堤防・護岸	3		波返工	基準高	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合台は50m)につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。											
						幅	- 30												
						高さ h < 3m	50												
						高さ h > 3m	- 100												
						延長 L	- 200												
						延長 L	- 200												
						3	河川海岸編				2 突堤・人工岬	4		捨石工	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
															表面均し	±100			
															異形ア・ロッカ据付面(乱積)の高	±500			
															荒均し	±300			
異形ア・ロッカ据付面(乱積)以外の高	±500																		
被覆均し	±300																		
法	- 100																		
天端幅 w1	- 100																		
天端延長 L1	- 200																		
幅	- 300																		
延長 L	- 500																		
3	河川海岸編	3 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅	- 300	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合台は50m)につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。センターライン及び表裏法肩。											
						延長 L	- 500												
						延長 L	- 500												

出来形管理基準及び規格値(一般土木)

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4	1	3	4		鋼製ダム仮設材製作工	部材長 (m)	±3 …… ±4 …… >10	図面の寸法表示箇所で測定。		
						部材				
4	1	6	4		コンクリートダム本体工	基準高	±30	図面の表示箇所で測定。		
						天端部 $W_1$ , $W_3$ 堤幅 $W_2$	-30			
						水通しの幅 $L_1, L_2$	±50			
						提長 $L_1, L_2$	-100			
4	1	6	6		コンクリート側壁工	基準高	±30	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 図面の寸法表示箇所を測定。</li> <li>2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。</li> <li>3. 長さ<math>L</math>は、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。</li> </ol>		
						幅 $W_1, W_2$	-30			
						長さ $L$	-100			
4	1	6	8		水叩工	基準高	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
						幅 $w$	-100			
						厚さ $t$	-30			
						延長 $L$	-100			

出来形管理基準及び規格値(一般土木)

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
4	砂防	編	4	1	鋼製ダム本体工 (不透過型)	水通し部	堤高	±50	1. 図面の表示箇所を測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
						袖部	長さ	±100			
4	砂防	編	4	2	鋼製ダム本体工 (透過型)	下流側倒れ	幅 $w_1, w_3$	±50	(備考) 格: 格子型鋼製砂防ダム A: 鋼製スリットダム A型 B: 鋼製スリットダム B型 L: 鋼製スリットダム L型		
						袖部	下流側倒れ	±0.02H1			
4	砂防	編	4	2	鋼製側壁工	袖部	袖高	±50	1. 図面に表示してある箇所を測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
						袖部	幅	±50			
4	砂防	編	4	2	鋼製側壁工	下流側倒れ	下流側倒れ	±0.02H2	1. 図面に表示してある箇所を測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
						下流側倒れ	長さ L (m)	±50			
4	砂防	編	4	2	鋼製側壁工	下流側倒れ	堤長格	±50	1. 図面に表示してある箇所を測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
						下流側倒れ	堤長格	±10			
4	砂防	編	4	2	鋼製側壁工	下流側倒れ	堤幅格	±30	1. 図面に表示してある箇所を測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
						下流側倒れ	堤幅格	±10			
4	砂防	編	4	2	鋼製側壁工	下流側倒れ	高さ H (m)	±5	1. 図面に表示してある箇所を測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
						下流側倒れ	高さ H (m)	±10			
4	砂防	編	4	2	鋼製側壁工	下流側倒れ	高さ H (m)	±5	1. 図面に表示してある箇所を測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
						下流側倒れ	高さ H (m)	±5			
4	砂防	編	4	2	鋼製側壁工	下流側倒れ	高さ h	±50	1. 図面に表示してある箇所を測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
						下流側倒れ	長さ L	±100			
4	砂防	編	4	2	鋼製側壁工	下流側倒れ	幅 $w_1, w_2$	±50	1. 図面に表示してある箇所を測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
						下流側倒れ	幅 $w_1, w_2$	±50			
4	砂防	編	4	2	鋼製側壁工	下流側倒れ	高さ h	±0.02H	1. 図面に表示してある箇所を測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
						下流側倒れ	高さ h	-50			
4	砂防	編	4	2	鋼製側壁工	下流側倒れ	高さ h	-100	1. 図面に表示してある箇所を測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
						下流側倒れ	高さ h	-100			
4	砂防	編	4	2	魚道工	基礎	基準高	±30	施工延長40m(測点間隔2.5mの場合 は50m)につき1箇所、かつ1施工 箇所につき最低3箇所。		
						基礎	幅	-30			
4	砂防	編	4	2	魚道工	基礎	高さ $h_1, h_2$	-30	施工延長40m(測点間隔2.5mの場合 は50m)につき1箇所、かつ1施工 箇所につき最低3箇所。		
						基礎	高さ $h_1, h_2$	-30			
4	砂防	編	4	2	魚道工	基礎	厚さ $t_1, t_2$	-20	施工延長40m(測点間隔2.5mの場合 は50m)につき1箇所、かつ1施工 箇所につき最低3箇所。		
						基礎	厚さ $t_1, t_2$	-20			
4	砂防	編	4	2	魚道工	基礎	延長 L	-200	施工延長40m(測点間隔2.5mの場合 は50m)につき1箇所、かつ1施工 箇所につき最低3箇所。		
						基礎	延長 L	-200			

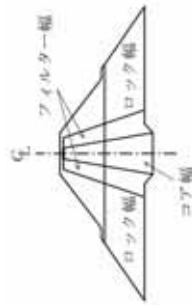
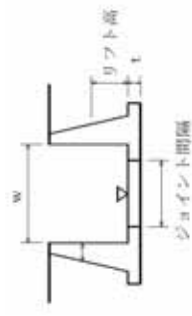
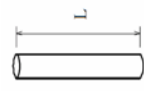
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
5	ダム編	1	コンクリートダム	4	ダムコンクリート工	コンクリートダム工 (副ダム)	天端高	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 天端高は、各ジョイントごとに測定。 堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面杵と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。堤長は、各測点ごとに測定。		
							ジョイント間隔	±30			
							リフト高	±50			
							堤幅	-30, +50			
							堤長	±40			
5	ダム編	1	コンクリートダム	4	ダムコンクリート工	コンクリートダム工 (導流壁)	天端高	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 天端高は、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 長さ、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。		
							ジョイント間隔	±20			
							リフト高	±50			
							長さ	±100			
							厚さ	±20			

出来形管理基準及び規格値（一般土木）






単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5	ダム編	2	3	5	コアの盛立	基準高	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合		
						外側境界線	-0, +500			
5	ダム編	2	3	6	フィルターの盛立	基準高	-0	各測点について5層毎に測定。		
						外側境界線	-0, +1000			
						盛立幅	-0, +1000			
5	ダム編	2	3	7	ロックの盛立	基準高	-100	各測点について5層毎に測定。		
						外側境界線	-0, +2000			
5	ダム編	2	3		フィルタダム (洪水吐)	基準高	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1施工箇所		
						ジョイント間隔	±30			
						厚さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高さ	±20			
						長さ L	±100			
5	ダム編	3			ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 配置位置の規定はコンクリート面で行うカーチンググラウトに適用する。		
						配 置 誤 差	100			



出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	道路編	4	4		ロックボルト工	位置間隔		施工延長4.0mにつき、かつ1施工箇所につき最低3箇所、断面全数検査。		
						角 度				
6	トンネル（NATM）	5	5		覆工コンクリート工	削孔深さ		(1) 基準高、幅、高さは、施工4.0mにつき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		
						孔 径				
6	トンネル（NATM）	5	5		覆工コンクリート工	突出量	プレート下面から 10cm以内	(1) 基準高、幅、高さは、施工4.0mにつき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		
						基準高（拱頂）	± 50			
6	トンネル（NATM）	5	5		覆工コンクリート工	幅 w（全幅）	- 50	(1) 基準高、幅、高さは、施工4.0mにつき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		
						高さ h（内法）	- 50			
6	トンネル（NATM）	5	5		覆工コンクリート工	厚さ t1 , t2	設定値以上	(1) 基準高、幅、高さは、施工4.0mにつき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		
						延長 L				
6	トンネル（NATM）	5	5		覆工コンクリート工	延 長 L		(1) 基準高、幅、高さは、施工4.0mにつき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		

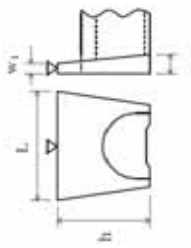
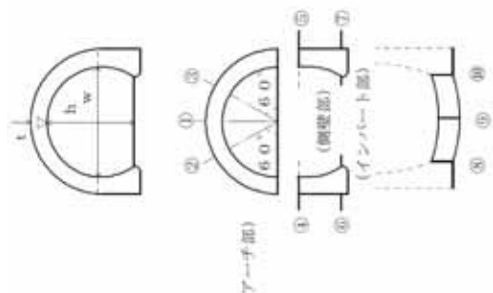
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	道路編	6	5	5	床版コンクリート工	幅	- 50	施工延長4.0m（測点間隔2.5mの場合）は5.0m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所		
						厚さ	t			
6	道路編	6	4	6	インバート本体工	幅	w（全幅）	(1) 基準高、幅、高さは、施工4.0mにつき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		
						厚さ	t1, t2			
						延長	L			

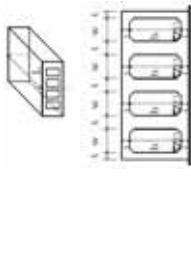
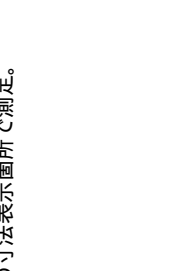



出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	4		坑門本体工		基準高	±50	図面の主要寸法表示箇所で測定。		
							幅 w1, w2	-30			
							高さ h	-50			
							高さ h	-100			
							延長 L	-200			
6 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	5		明り巻工		基準高（拱頂）	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長4.0mにつき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所を測定。 なお、高さについては、図に示す各点において、厚さの測定を行う。		
							幅 w（全幅）	-50			
							高さ h（内法）	-50			
							厚さ t	-20			
							延長 L				

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	道路編	12	共同溝	5	現場打構築工	基準高	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚さ	t			
						内空幅	w			
						内空高	w			
						ブロック長	L			
6	道路編	12	共同溝	5	カラ-継手工	厚さ	t	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						幅	w			
						長さ	L			
6	道路編	12	共同溝	5	防水工 (防水)	幅	設定値以上	両端・施工継手箇所の底板・側壁・頂版にて測定。		
6	道路編	12	共同溝	5	防水工 (防水保護工)	厚さ	t	両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。		
6	道路編	12	共同溝	5	防水工 (防水壁)	高さ	h	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						幅	w			
						厚さ	t			

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	4	3	1		浚渫工	水深	+ 0 - 規定しない	音響測深機又はレドによる未測深幅 水深による区分 砂又は泥質 海底の場合 未測深幅 岩盤海底の 場合 計画水深4mを 超える区域 6m未満 3m未満 計画水深4m以下 の区域 1.0m未満 5m未満 施工区域内に計画水深より浅い箇所が1点でもあつてはならぬ	この表に従い管理図表 を作成する。 (測定単位10cm)	
7	4	5	2		床掘工	水深	+ 0 - 規定しない	音響測深機又はレドによる未測深幅は、 3m以下で測定。 測定単位 10cm		
7	4	5	6		置換工 (置換材均し)	延長	+ 規定しない - 0	施工完了後 測定単位 10cm		
7	4	5	6		海上地盤改良工	天端高	天端高 ±500	測線間隔 20m以下 測点間隔 10m以下 測定単位 天端高1cm 天端幅10cm		
7	4	5	7	1	圧密・排水工 (サンドドレーン)	位置	± 10cm	移動毎及び監督職員の指示により測定 測定単位 1cm	(自動位置決め装置の作動状況が確認 されていなければ不要。)	。
7	4	5	7	1	圧密・排水工 (サンドドレーン)	先端深度	+ 規定しない - 0	全数測定 測定単位 10cm	+ ; 設計値より浅い(高い)ことをい う。 ; 設計値より深い(低い)こと をいう。( )は陸上。	
7	4	5	7	1	圧密・排水工 (サンドドレーン)	砂の投入量	+ 規定しない - 0	全数測定 測定単位 0.1m <sup>3</sup>		

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	4	5	7	3	圧密・排水工 (敷砂均し)	延長	+ 規定しない - 0	施工完了後 測定単位 10cm		
						陸上部	天端高 ± 300	測線間隔 20m以下 測点間隔 10m以下 測定単位 天端高1cm 天端幅10cm		
7	4	5	7	4	圧密・排水工 (載荷土砂)	天端高 天端幅	天端高 ± 300	音響測距機又はレシド等により測定 測線間隔 20m以下 測点間隔 20m以下 測定単位 10cm		
						水中部				
7	4	5	7	4	圧密・排水工 (ペーパードレーン)	延長	+ 規定しない - 0	施工完了後 測定単位 10cm		
						陸上部	天端高 ± 500	測線間隔 20m以下 測点間隔 10m以下 測定単位 天端高1cm 天端幅10cm		
7	4	5	7	5	海上地盤改良工	天端高 天端幅	天端高 ± 500	音響測距機又はレシド等により測定 測線間隔 20m以下 測点間隔 20m以下 測定単位 10cm		
						水中部				
7	4	5	7	5	海上地盤改良工	位置	± 10cm	移動及び監督職員の指示により測定 測定単位 1cm		(自動位置決め装置の作動状況が確認 されていれば不要。)
						天端高	+ 規定しない - 0	全数測定 測定単位 10cm		+ : 設計値より浅い(高い)ことをい う。 : 設計値より深い(低い)こと をいう。( )は陸上。
7	4	5	7	6	圧密・排水工 (グラベルマット)	先端深度	+ 0 - 規定しない	全数測定 測定単位 10cm		
						ドレーン材の打込長	+ 規定しない - 0	全数測定 測定単位 10cm		
7	4	5	7	6	圧密・排水工 (グラベルマット)	延長	+ 規定しない - 0	施工完了後 測定単位 10cm		
						陸上部	天端高 ± 300	測線間隔 20m以下 測点間隔 10m以下 測定単位 天端高1cm 天端幅10cm		
7	4	5	7	6	圧密・排水工 (グラベルマット)	天端高 天端幅	天端高 ± 300	音響測距機又はレシド等により測定 測線間隔 20m以下 測点間隔 20m以下 測定単位 10cm		
						水中部				

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	港湾・漁港編	4 一般施工	5 海上地盤改良工	7	圧密・排水工 (グラベルドレーン)	位置	±10cm	転船毎及び監督職員の指示により測定 測定単位 1cm	(自動位置決め装置の作動状況が確認 されていなければ不要。)	
						天端高	+ 規定しない - 0	全数測定 測定単位 10cm	+ : 設計値より浅い(高い)ことをい う。 : 設計値より深い(低い)こと をいう。( )は陸上。	
						先端深度	+ 0 - 規定しない	全数測定 測定単位 10cm		
						碎石の投入量	+ 規定しない - 0	全数測定 測定単位 0.1m <sup>3</sup>		
						位置	±10cm	転船毎及び監督職員の指示により測定 測定単位 10cm		
7	港湾・漁港編	4 一般施工	5 海上地盤改良工	1	締固工 (ロッドコンパクション)	天端高	+ 規定しない - 0	全数測定 測定単位 10cm	+ : 設計値より浅い(高い)ことをい う。 : 設計値より深い(低い)こと をいう。( )は陸上。	
						先端深度	+ 0 - 規定しない	全数測定 測定単位 10cm		
						充填材の投入量	+ 規定しない - 0	全数測定 測定単位 1.0m <sup>3</sup>		
						位置	±10cm	転船毎及び監督職員の指示により測定 測定単位 1cm	(自動位置決め装置の作動状況が確認され ていなければ不要。)	
						天端高	+ 規定しない - 0	砂杭全数測定 測定単位 10cm	+ : 設計値より浅い(高い)ことをい う。 : 設計値より深い(低い)こと をいう。( )は陸上。	
7	港湾・漁港編	4 一般施工	5 海上地盤改良工	2	締固工 (サンドコンパクションバイブル)	先端深度	+ 0 - 規定しない	砂杭全数測定 測定単位 10cm		
						鉛直度	± 2°	転船毎測定。 測定単位 1分又は1cm		
						砂の投入量	+ 規定しない - 0	砂杭全数測定 測定単位 0.1m <sup>3</sup>		
						盛りり量		音響測距機又はレドで測定 完了後 測定単位 10cm		
						撤去量		レベル、音響測深機又はレドにより測定 完了後 測定単位 10cm		
7	港湾・漁港編	4 一般施工	5 海上地盤改良工	3	締固工 (盛土土砂撤去)					

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
7	港湾・漁港編	4	一般施工	5	海上地盤改良工	9	1	固化工 (深層混合処理杭)	位置		海上施工は改良杭全数測定 測定単位 1cm	(自動位置決め装置の作動状況が確認され ていれば不要。)
								天端高	+ 規定しない - 0	改良杭全数について、深度計、ワイヤー線 出長さ、潮位計、乾舷及び処理機等により 測定	+ : 設計値より浅い(高い)ことをい う。 : 設計値より深い(低い)こと をいう。( )は陸上。	
								先端深度	+ 0 - 規定しない	改良杭全数測定 測定単位 1cm		
7	港湾・漁港編	4	一般施工	5	海上地盤改良工	9	5	固化工 (事前混合処理)	鉛直度、接合	± 2°	改良杭全数について、トランシット及び傾 斜計等により処理機の鉛直度を測定。深度 方向に2-5mごと。引抜きと貫入時 改良杭全数測定 測定単位 1分又は1cm	
									固化材吐量	+ 規定しない - 0	改良杭全数について、流量計等により硬化 材のm当たり吐出量を測定。 改良杭全数測定 測定単位 1又は1t	
									盛上り量		改良前、改良後 音響測距機又はレッドで測定。 測定単位 10cm	
7	港湾・漁港編	4	一般施工	5	海上地盤改良工	9	6	固化工 (表層固化処理)	延長	+ 規定しない - 0	施工完了後 測定単位 10cm	
									天端高 天端幅	陸上部	測線間隔 20m以下 測点間隔 10m以下 測定単位 天端高 1cm 天端幅 10cm	
										水中部	音響測深機又はレッド等により測定 測線間隔 20m以下 測点間隔 20m以下 測定単位 10cm	
7	港湾・漁港編	4	一般施工	5	海上地盤改良工	9	6	固化工 (表層固化処理)	延長	+ 規定しない - 0	施工完了後 測定単位 10cm	
									天端高 天端幅 厚さ	測線間隔 20m以下 測点間隔 10m以下 測定単位 天端幅10cm 天端高・厚さ1cm		



出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	6 基 礎 工	2	2	基礎盛砂工 (盛砂均し)	延長	+ 規定しない - 0	施工完了後 測定単位 10cm		
						天端高 天端幅 法面勾配	天端高 ± 300	測線間隔 20m以下 測点間隔 20m以下 測定単位 10cm 天端幅、法面勾配は設計図書による。		
7 港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	6 基 礎 工	3		洗掘防止工 (アスファルトマット) (繊維系マット) (合成樹脂系マット) (ゴムマット)	敷設位置		1枚につき2点測定 測定単位 1cm		
						重ね幅	500以上(アスファルトマ ット、繊維系マット、 ゴムマット) 300以下(合成樹脂系マ ット)			
						延長	+ 規定しない - 100	マットの中心を区間毎及び全長 測定単位 10cm		
7 港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	6 基 礎 工	4	1	基礎捨石工 (基礎捨石) 均しを行わない面	天端高	陸上 ± 500 水中 ± 700 -15m以浅： ± 700 -15m ~ -25m： ± 1000 -25m以深： ± 2000	音響測深機、レッド又はレベルで測定 測線及び測点間隔は10m以下 測定単位 10cm		
						法面	陸上 ± 500 水中 ± 700 -15m以浅： ± 700 -15m ~ -25m：+規定しない -1000 -25m以深： +規定しない -2000	音響測深機、レッド又はレベルで測定 測定間隔は10m以下とし、3点以上を測定 但し、マウント厚2m以下の場合は、2点以 上を測定 測定単位 10 cm		
						天端幅	陸上 ± 500 水中 ± 700	測線間隔10m以下 測定単位 10cm		
						延長	陸上 ± 500 水中 ± 700	法線上又は監督職員の指示による 測定単位 10cm		

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	6 基 礎 工	4	2	基礎捨石工 （捨石本均し）	天端高	±50	レベルで測定 測線及び測点間隔10m以下 測定単位 1cm		
						天端幅	+ 規定しない - 100	測線間隔10m以下 測定単位 10cm		
						延長	+ 規定しない - 100	法線上又は監督職員の指示による 測定単位 10cm		
7 港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	6 基 礎 工	4	3	基礎捨石工 （捨石荒均し）	天端高	±500 （±300）	音響測深機、レッド又はレベルで測定 測線及び測点間隔は10m以下 異形ブロックの据付面（整積）の高さは （ ）の規格値とする 測定単位 10cm		
						岸壁前面の天端 及び天端肩から1mの法面	±100			
						法面	±500 （法面に直角） （±300） （法面に直角）	音響測深機、レッド又はレベルで測定 測点間隔は10m以下とし、3点以上を測定 但し、マウンド厚2m以下の場合、2点以 上を測定 測定単位 10cm 異形ブロックの据付面（整積）は（ ）の 規格値とする		
7 港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	6 基 礎 工	6	1	基礎ブロック工 （基礎ブロック製作）	天端幅	+ 規定しない - 100	測線間隔10m以下 測定単位 10cm		
						延長	+ 規定しない - 100	法線上又は監督職員の指示による 測定単位 10cm		
						幅	+20 -10	型枠取外し後全数 測定単位 1cm		
7 港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	6 基 礎 工	6	1	基礎ブロック工 （基礎ブロック製作）	高さ	+20 -10			
						長さ	+20 -10			
						壁厚	±10			
7 港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	6 基 礎 工	6	1	基礎ブロック工 （基礎ブロック製作）	型枠形状寸法 （異形ブロック）		型枠搬入後通直 観察		
						型枠外観 （異形ブロック）		全数測定 観察		

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
7	港湾・漁港編	4 一般施工	6 基礎工	6	2	基礎ブロック工 (基礎ブロック据付)	法線に対する出入り	± 50	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段) 測定単位 1cm		
							隣接ブロックとの間隔	ブロック(方塊) 3cm以下	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段) 測定単位 1cm		
							延長		据付完了後、法線上(最上段のみ) 測定単位 1cm		
							天端高		レベル等により測定 据付後ブロック1個につき2箇所(最上段のみ) 測定単位 1cm		
							摩擦増大用マット敷設位置	設計図書による	始・終端及び変化する箇所毎 測定単位 10cm		
							高さ	+ 30 - 10	完成時 四隅測定 測定単位 1cm		
							幅	+ 30 - 10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端を測定 測定単位 1cm		
							長さ	+ 30 - 10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端を測定 測定単位 1cm		
							壁厚	± 10	各層完成時、各壁の1箇所を測定 測定単位 1cm		
							底版厚さ	+ 30 - 10	レベル、スチールテール等で測定 底版完成時、各室の中央部1箇所 測定単位 1cm		
		フーチング高さ	+ 30 - 10	底版完成時、四隅測定 測定単位 1cm							
		バラスト	砕石・砂 ±100 コケライト ±50	レベル、レット等により測定 各室の中央部1箇所を測定 投入量管理 測定単位 1cm							

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7	4	7	3		ケーソン進水据付工	法線に対する出入	防波堤	ケーソン重量 2,000 t 未満 ±200 2,000 t 以上 ±300	据付完了後 両端の2箇所を測定 測定単位 1cm		
							岸 壁	ケーソン重量 2,000 t 未満 ±100 2,000 t 以上 ±150			
						据付目地間隔	防波堤	ケーソン重量 2,000 t 未満 200 以下 2,000 t 以上 300 以下	据付完了後 天端の2箇所を測定 測定単位 1cm		
							岸 壁	ケーソン重量 2,000 t 未満 100 以下 2,000 t 以上 200 以下			
7	4	7			中詰工 (砂・石材中詰)	天端高さ		レベル等により測定 据付完了後、四隅測定 中詰完了後、四隅測定 測定単位 1cm			
								据付完了後、法線上 測定単位 1cm			
7	4	7	4	1	中詰工 (砂・石材中詰)	天端高	陸 上 部	±50	1室につき1箇所(中心) 測定単位 1cm		
							水 中 部	±100			

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 港湾・漁港編	4 一般施工	7 本体工（ケイソン式）	4	2 3	中詰工 （コンクリート中詰） （プレバッドコンクリート 中詰）	天端高	±30	1室につき1箇所（中心） 測定単位 1cm		
						水中部	±50			
7 港湾・漁港編	4 一般施工	7 本体工（ケイソン式）	5		蓋コンクリート工	天端高	±30	1室につき1箇所（中心） 測定単位 1cm		
						水中部	±50			
7 港湾・漁港編	4 一般施工	7 本体工（ケイソン式）	6	1	蓋ブロック工 （蓋ブロック製作）	幅	+20 -10	型枠取外し後全数 測定単位 1cm		
						高さ	+20 -10			
						長さ	+20 -10			
						壁厚	±10			

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
						天端高	陸上部 水中部						
7	4	一般施工	7	6	蓋ブロック工 (蓋ブロック据付)				1室につき1箇所 測定単位 1cm				
7	4	一般施工	8	2	本体ブロック製作工	幅		+20 -10	型枠取外し後全数 測定単位 1cm			L型ブロック セルラーブロック 直立消波ブロック	
						高さ		+20 -10					
						長さ		+20 -10					
						壁厚		±10					
						型枠形状寸法 (異形ブロック)							
						ブロック外観 (異形ブロック)							
7	4	一般施工	8	3	本体ブロック据付工	法線に対する出入り		±50	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段) 測定単位 1cm				
						隣接ブロック との間隔	L型ブロック	50以下					
							セルラーブロック 直立消波ブロック (方塊)	30以下					
						延長							据付完了後、法線上(最上段のみ) 測定単位 1cm
						天端高							据付後ブロック1個につき2箇所(最上段のみ) 測定単位 1cm

単位：mm

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7	港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	9 本 体 工（ 場 所 打 式 ）	2	場所打コンクリート工 （防波堤）	天端高又は厚 さ	± 20	レベル等により測定 天端面は、1スパンにつき4箇所以上測定 パラペット頂部は、1スパンにつき2箇所以 上測定 測定単位 1cm		
						天端幅	+ 50 - 20	1スパンにつき3箇所測定 測定単位 1cm		
						延長	+ 規定しない - 0	法線上 測定単位 1cm		
						法線に対する出入り	± 50	1スパンにつき2箇所測定 測定単位 1cm		
						天端高又は厚さ	± 20	1スパンにつき3箇所測定 測定単位 1cm		
7	港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	9 本 体 工（ 場 所 打 式 ）	4	場所打コンクリート工 （岸壁）	天端幅	± 20	1スパンにつき3箇所測定 測定単位 1cm		
						延長	+ 規定しない - 0	法線上 測定単位 1cm		
						法線に対する出入り	± 30	1スパンにつき2箇所測定 測定単位 1cm		
						防眩材ベッド		スパン毎測定 測定単位 1cm		
						幅	+ 20 - 10	型枠取外し後全数 測定単位 1cm		
7	港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	10 本 体 工（ 捨 石 ・ 捨 ブロック 式 ）	4	捨ブロック工 （捨ブロック製作）	高さ	+ 20 - 10	型枠取外し後全数 型枠搬入後適宜 観察 10個に1個以上測定 観察		
						長さ	+ 20 - 10			
						壁厚	± 10			
						対角線				
						型枠形状寸法 （異形ブロック）				
型枠外観寸法 （異形ブロック）										

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	4	一般施工	10	4	捨ブロック工 (捨ブロック据付)	法線に対する出入り	±50	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段) 測定単位 1cm		
						隣接ブロックとの間隔	ブロック(方塊)3cm以下	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段) 測定単位 1cm		
						延長		据付完了後、法線上(最上段のみ) 測定単位 1cm		
						天端高		レベル等により測定 据付後ブロック1個につき2箇所(最上段のみ) 測定単位 1cm		
7	4	一般施工	10	5	場所打コンクリート工	天端高	±20 +50 -20	レベル等により測定 天端面は、1スパンにつき4箇所以上測定 パラベット頂部は、1スパンにつき2箇所以上測定 測定単位 1cm		
						天端幅	±30 +50 -30	1スパンにつき3箇所測定 測定単位 1cm		
						延長	+ 規定しない - 0	法線上 測定単位 1cm		
						法線に対する出入り	±50	1スパンにつき2箇所測定 測定単位 1cm		
7	4	一般施工	11	2	鋼矢板工 (先行掘削)	位置	設計図書による	トランシット、スチールテープ等により測定。 全数 測定単位 10cm		
						掘削長	設計図書による	レベル等により測定。 全数 測定単位 10cm		
						掘削深度	設計図書による	スチールテープ等により測定(水中の場合はケーシング径等により確認)。 全数 (水中の場合は適宜) 測定単位 10cm		
						掘削径	設計図書による			



出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7	4	11	3	4	控工 (腰起)	取付け高さ		レベル等により測定。 取付完了時、両端（継手毎）全数。 測定単位 1cm		
						継手位置		取付完了時、全数 観測		
						ボルトの取付け		取付完了時、全数 観測		
7	4	11	3	5	控工 (タイ材) タイロッド取付	矢板と腰起しとの密着		タイロッド毎、全数 観測		
						取付け高さ及び水平度		レベル等により測定 締付け後両端 全数 測定単位 1cm		
						矢板法線に対する取付け角度及び 取付け間隔		腰起しに取付ける場合は不要 締付け後両端 全数 測定単位 1cm		
7	4	11	3	5	控工 (タイ材) タイロッド取付	定着ナットの締付け	ねじ山が3つ山以上突き 出していること	全数 観測		
						ターンバックルのねじ込み長さ	定着ナットの高さ以上	全数 観測 測定単位 1cm		
						リングジョイントのコンクリート への埋込み		全数 観測		
7	4	11	3	5	控工 (タイ材) タイワイヤー取付	支保材の天端高		レベル等により測定 適宜 測定単位 1cm		
						取付け高さ		レベル等により測定 締付け後両端 全数 測定単位 1cm		
						矢板法線に対する取付け角度及び 取付け間隔		腰起しに取付ける場合は不要 締付け後両端 全数 測定単位 1cm		
7	4	11	3	5	控工 (タイ材) タイワイヤー取付	定着ナットの締付け	ねじ山が3つ山以上突き 出していること	全数 観測		
						定着具端部栓の取付け		全数 観測		
						トランペットシースの取付け		全数 観測		

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7	港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	12 本 体 工（コンクリート矢板式）	2	コンクリート矢板工	矢板壁延長	+ 矢板 1枚幅 - 0	施工中適宜 打込完了時 測定単位 1cm		
						矢板法線に対する出入り	設計図書による	トランシット、スチールテープ等により測定 打込完了時 20枚につき1枚及び計画法線の変化点 測定単位 1cm		
						矢板法線に対する傾斜	設計図書による	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定 打込完了時 20枚につき1枚及び計画法線の変化点 測定単位 1/1000		
						矢板法線方向の傾斜	上下の差が矢板 1枚幅未満 2/100以下	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定 施工中適宜 打込完了時（両端部） 測定単位 1cm 1/1000		
						矢板天端高	± 50	レベルにより測定 打込完了時、20枚につき1枚 測定単位 1cm		
						矢板継手部の離脱		全数 観察（水中部は潜水士）		
						打込記録		20本に1本		
						杭頭中心位置	100以下	トランシット、スチールテープ等により測定 打込完了時、全数 測定単位 1cm		
						杭天端高	± 50	レベル等により測定 打込完了時、全数 測定単位 1cm		
						杭の傾斜	直杭2°以下 斜杭3°以下	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定 打込完了時、全数 測定単位 1°		
7	港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	13 本 体 工（鋼杭式）	2	鋼杭工 （鋼杭）	打込記録		支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本		
						杭頭中心位置	100以下	トランシット、スチールテープ等により測定 打込完了時、全数 測定単位 1cm		
						杭天端高	± 50	レベル等により測定 打込完了時、全数 測定単位 1cm		
						杭の傾斜	直杭2°以下 斜杭3°以下	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定 打込完了時、全数 測定単位 1°		
						打込記録		支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本		
						杭頭中心位置	100以下	トランシット、スチールテープ等により測定 打込完了時、全数 測定単位 1cm		
						杭天端高	± 50	レベル等により測定 打込完了時、全数 測定単位 1cm		
						杭の傾斜	直杭2°以下 斜杭3°以下	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定 打込完了時、全数 測定単位 1°		
						打込記録		支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本		
						7	港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工		

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7	4	15	2	2	被覆石工 (被覆石均し)	天端面	±500	音響測深機、レッド又はレベル等で測定 測線及び測点間隔は10m以下 測定単位 10cm		
						岸壁前面の天端 及び天端肩から1mの法面	±100			
7	4	15	4	1	被覆ブロック工 (被覆ブロック製作)	法面	±500 (法面に直角) (±300) (法面に直角)	音響測深機、レッド又はレベル等で測定 測点間隔は10m以下とし、3点以上を測定 但し、マウンド厚2m以下の場合は、2点以 上を測定 異形ブロックの据付面(整積)は( )の規格値と する 測定単位 10cm		
						天端幅	+規定しない - 200			
7	4	15	4	2	被覆ブロック工 (被覆ブロック据付)	延長	+規定しない - 200	天端中心上又は監督職員の指示による。 測定単位 10cm		
						型枠形状寸法 (異形ブロック)				
7	4	15	4	2	被覆ブロック工 (被覆ブロック据付)	ブロック外観 (異形ブロック)		10個に1個以上測定 観察		
						延長				

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	15 被 覆 ・ 根 固 工	5	1	根固ブロック工 (根固ブロック製作)	幅	+20 -10	型枠取外し後全数測定 測定単位 1cm		
						高さ	+20 -10			
						長さ	+20 -10			
						壁厚	±10			
						対角線				
7 港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	15 被 覆 ・ 根 固 工	5	2	根固ブロック工 (根固ブロック据付)	延長		据付完了後、法線上（最上段のみ）を測定 測定単位 1cm		
7 港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	16 上 部 工	2		上部コンクリート工 (防波堤)	天端高又は 厚さ	天端幅10m以下 の場合 天端幅10mを超 える場合	±20 +50 -20	レベルにより測定 天端面は、1スパンにつき4箇所以上測定 パラペット頂部は、1スパンにつき2箇所以上測定 測定単位 1cm 1スパンにつき3箇所測定 測定単位 1cm 法線上 測定単位 1cm トランシット、スチールテープ等により測定 1スパンにつき2箇所測定 測定単位 1cm 1スパンにつき3箇所測定 測定単位 1cm 1スパンにつき3箇所測定 測定単位 1cm 法線上 測定単位 1cm トランシット、スチールテープ等により測定 1スパンにつき2箇所測定 測定単位 1cm スパン毎測定 測定単位 1cm	(注)本体がケ ーソンの場合 ケーソン質量 2000t未満 ±200 2000t以上 ±300
						天端幅	天端幅10m以下 の場合 天端幅10mを超 える場合	±30 +50 -30		
						延長		+ 規定しない - 0		
						法線に対する出入り		±50		
						天端高又は厚さ		±20		
						天端幅		±20		
						延長		+ 規定しない - 0		
						法線に対する出入り		±30		
						防敵材ベッド				
						上部コンクリート (棧橋)				
上部コンクリート (棧橋)										上部コンクリート（岸壁）を適用する。 梁（高さ、幅）、床版厚は型枠検査による。

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	16 上 部 工	3	1	上部ブロック工 (上部ブロック製作)	幅	+20 -10	型枠取外し後全数 測定単位 1cm		
						高さ	+20 -10			
						長さ	+20 -10			
						壁厚	±10			
						天端高	曲柱 ±20 直柱 ±20			
7 港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	17 付 属 工	2		係船柱工	岸壁前面に対する出入り		レベルにより測定 据付完了時、中心部、全数 測定単位 1cm		
						中心間隔		トランシット、スチールテープ等により測定 据付完了時、全数 測定単位 1cm		
						基礎コンクリート(幅)		据付完了時、各スパン毎、中心部を各基 測定単位 1cm		
						基礎コンクリート(長さ)		完了時、全数、天端両端 測定単位 1cm		
						基礎コンクリート(高さ)		完了時、全数、前後面 測定単位 1cm		
7 港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	17 付 属 工	3		係船環工	取付位置		レベルにより測定 完了時、全数、中心点 測定単位 1cm		
								取付完了時、中心部、全数 測定単位 1cm		
7 港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	17 付 属 工	4		防舷材工	取付高さ		取付完了時、中心部、全数測定 測定単位 1cm		
						中心間隔		取付完了時、中心部、全数測定 測定単位 1cm		

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	17 付 属 工	5		車止め・緑金物工	天端高		レベルにより測定 取付完了時、中心部、全数 測定単位 1cm		
						岸壁前面に対する出入り	±30	トランシット、スチールテープ等により測定 取付完了後中心部を1点測定 測定単位 1cm		
						取付間隔		上部工1スパンにつき2箇所測定 測定単位 1cm		
						塗装		目視による観察		
						警戒色（シマ模様）		完了時適宜測定		
7 港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	17 付 属 工	6	1	防食工 （電気防食）	取付位置	飽和かんこう電極基準 - 770mV 海水塩化銀電極基準 - 780mV 又は飽和硫酸銅電極基準 - 850mV	取付完了後、全数 目視（潜水士による） 取付完了後、測定端子取付箇所毎 測定単位 1mV		
						電位測定				
7 港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	17 付 属 工	6	2	防食工 （FRPモルタルライニング）	取付高さ		レベル等により測定 取付完了後、上端高さ 鋼管杭は、全数 矢板は、1打設箇所以上		
7 港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	17 付 属 工	6	3 4 5	防食工 （ベトロラムライニング） （コンクリート被覆） （防食塗装）	高さ		レベル等により測定 完了後、上端・下端高さ 鋼管杭は、全数測定。 矢板は、1打設箇所以上。		
						型枠形状寸法 （異形ブロック）		型枠搬入後適宜 観察		
						ブロック外観 （異形ブロック）		10個に1個以上測定 観察		
7 港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	18 消 波 工	3	3	消波ブロック工 （消波ブロック製作）					

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7	港 湾 ・ 漁 港 編	4	18	3	消波ブロック工 (消波ブロック据付)	延長		据付完了後、法線上（最上段のみ） 測定単位 1cm		
						天端高（層積）		適宜 測定単位 1cm		
						天端高（乱積）	+ 規定しない - ブロック高の1/3			
7	港 湾 ・ 漁 港 編	4	19	2	裏込工 (裏込均し)	天端面	±200 場所打下面 ±50 エブロン（水叩）下面 + 0 - 100	測線及び測点間隔は10m以下 測定単位 陸上 1cm 水中 10cm		
						法面	±200（法面に直角） 均しを行わない面は±500	音響測深機、レッド又はレベルで測定 測定間隔は10m以下とし、3点以上を測定 但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上 を測定。 測定単位 10cm		マット等を 使用する 場合を含む
						天端幅	+ 規定しない - 100	測線間隔 10m以下 測定単位 10cm		
						延長	+ 規定しない - 100	天端中心上又は監督職員の指示による。 測定単位 10cm		
7	港 湾 ・ 漁 港 編	4	19	2	裏込工 (吸出し防止材)	敷設位置		始、終端及び変化する箇所毎並びに20mつ き1箇所以上測定 測定単位 10cm		
						重ね幅	500以上（アスファルトマ ット、繊維系マット、ゴム マット） 300以上（合成樹脂系マッ ト）	1枚につき2点測定 測定単位 1cm		
						延長	+ 規定しない - 100	マットの中心を区間毎及び全長 測定単位 10cm		
7	港 湾 ・ 漁 港 編	4	19	3	裏埋工 (裏埋材)	地盤高 (陸上部)	+ 100 - 0	測線間隔 20m以下 測点間隔 20m以下 測定単位 1cm		
						地盤高 (水中部)	+ 規定しない - 0	音響測深機又はレッドで測定 測線間隔 20m以下 測点間隔 20m以下 測定単位 10cm		

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	4	19	4	1	裏埋土工 (土砂掘削) (土砂盛土)	地盤高		レベルにより測定 法肩、法尻及び中心を延長20mに1箇所以上 測定単位 1cm	一般土木の規程を適用する	
						幅		延長20mに1箇所以上 測定単位 10cm		
						法長		延長20mに1箇所以上 測定単位 10cm		
						延長		両端及び中心 測定単位 10cm		
7	4	23	3	コンクリート舗装工 (下層路盤)	高さ	± 40	レベルにより測定 中心及び両端部の3点を延長20m毎に1箇所 測定単位 1cm	道路舗装 は一般土 木の規程 を適用す る。		
					厚さ	+ - 45	レベルにより測定 1000㎡に1箇所 測定単位 1mm			
					幅	+ - 50	延長20m毎に1箇所 測定単位 1cm			
					延長	+ - 0	両端 2箇所 測定単位 1cm			
7	4	23	3	コンクリート舗装工 (上層路盤)	厚さ	+ - 25	レベルにより測定 1000㎡に1箇所 測定単位 1mm	道路舗装 は一般土 木の規程 を適用す る。		
					幅	+ - 50	延長20m毎に1箇所 測定単位 1cm			
					延長	+ - 0	両端 2箇所 測定単位 1cm			
					厚さ	+ - 10	レベルにより測定 中心及び両端部の3点を延長20m毎に1箇所 測定単位 1cm			
7	4	23	3	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版)	幅	+ - 25	延長20m毎に1箇所 測定単位 1mm	道路舗装 は一般土 木の規程 を適用す る。		
					延長	+ - 0	両端 2箇所 測定単位 1cm			
					厚さ	+ - 50	レベルにより測定 中心及び両端部の3点を延長20m毎に1箇所 測定単位 1cm			
					幅	+ - 45	延長20m毎に1箇所 測定単位 1mm			
7	4	23	4	アスファルト舗装工 (下層路盤)	高さ	± 50	レベルにより測定 中心及び両端部の3点を延長20m毎に1箇所 測定単位 1cm	道路舗装 は一般土 木の規程 を適用す る。		
					厚さ	+ - 45	レベルにより測定 1000㎡に1箇所 測定単位 1mm			
					幅	+ - 50	延長20m毎に1箇所 測定単位 1cm			
					延長	+ - 0	両端 2箇所 測定単位 1cm			



出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 港湾・漁港編	4 一般施工	23 舗装工	4		アスファルト舗装工 (上層路盤)	厚さ	+ - 30 規定しない	レベルにより測定 1000㎡に1箇所 測定単位 1cm		道路舗装 は一般土 木の規程 を適用す る。
						幅	+ - 50 規定しない	延長20m毎に1箇所 測定単位 1cm		
						延長	+ - 0 規定しない	両端 2箇所 測定単位 1cm		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	23 舗装工	4		アスファルト舗装工 (基層)	厚さ	+ - 12 規定しない	抜き取りコアをスチールテープ等で測定 1000㎡に1箇所 測定単位 1mm		道路舗装 は一般土 木の規程 を適用す る。
						幅	+ - 25 規定しない	延長20m毎に1箇所 測定単位 1mm		
						延長	+ - 0 規定しない	両端 2箇所 測定単位 1cm		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	23 舗装工	4		アスファルト舗装工 (表層)	厚さ	+ - 9 規定しない	抜き取りコアをスチールテープ等で測定 1000㎡に1箇所 測定単位 1mm	区間長が100m未満の場合は平坦性を 省略することができる。	道路舗装 は一般土 木の規程 を適用す る。
						幅	+ - 25 規定しない	延長20m毎に1箇所 測定単位 1mm		
						延長	+ - 0 規定しない	両端 2箇所 測定単位 1cm		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	24 維持補修工	2	1 2	維持塗装工 (係船柱塗装) (車止塗装) (縁金物塗装)	塗装箇所		塗装完了後、全数 目視（承諾された図面により確認）		
						外観		全数 目視による観測		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	25 構造物撤去工	2		取壊し工					

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	4	25	3	1	撤去工 (水中コンクリート撤去)	幅、高さ、延長		トランシット、スチールテープ等により測定		
						外観		全数 潜水士による観察		
7	4	25	3	2 8	撤去工 (鋼矢板等切断撤去) (鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去)	形状寸法		全数 測定単位 1mm		
						外観		全数 目視又は潜水士による観察		
7	4	25	3	3 6 7	撤去工 (騰起・タイ材撤去) (ケーン/撤去) (ブロック撤去)	形状寸法		全数		
						外観		全数 目視又は潜水士による観察		
7	4	25	3	4	撤去工 (舗装版撤去)	幅、高さ、延長		トランシット、スチールテープ等により測定		
						外観		全数 目視による観察		
7	4	25	3	5	撤去工 (石材撤去)	幅、高さ、延長		トランシット、スチールテープ等により測定		
						外観		全数 目視又は潜水士による観察		







